

那珂市一般廃棄物処理基本計画 (案)

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の対象・期間	11
第2章 市の概況	12
第1節 位置・地勢	12
第2節 人口・世帯数	13
第3節 土地利用	13
第4節 産業	14
第3章 ごみ処理基本計画	15
第1節 ごみ処理の現況	15
第2節 ごみの排出状況	20
第3節 ごみ処理の課題	36
第4節 ごみ処理の基本計画	38
第4章 生活排水処理基本計画	52
第1節 生活排水処理の現況	52
第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の現況	54
第3節 生活排水処理とし尿・浄化槽汚泥処理の課題	55
第4節 生活排水の処理基本計画	55
第5章 計画の推進	57
第1節 計画の推進体制	57
第2節 計画の進行管理	57
資料編	59
関係条例	59
国及び茨城県のごみのデータ	67
市民・事業者の一般廃棄物に関する意識	69
用語集	74

本文中に「※」がある用語については、資料編の用語集に用語の意味を記載しています。

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

私たちの日常生活が便利で快適になる一方で、暮らしの中から排出される廃棄物の増加や質の多様化がもたらされました。その結果、廃棄物の処理に伴う環境負荷の増大や最終処分場※のひっ迫、不法投棄の増加等、多くの環境問題を引き起こしています。これらの環境問題の改善に向け、国内では法整備や製造から消費までの全てのプロセスの見直し、廃棄物に関する情報の提供による人々の意識の高まり等によって、廃棄物量の減少や資源循環量の増加の傾向がみられています。

しかしながら、廃棄物を取り巻く環境の十分な問題の解決にはいたっておらず、今後も継続的な改善が求められています。

このような状況のなか、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）※」の資源や環境に関する目標の達成に向けた取組が、世界でも実施されています。国内では平成30（2018）年に「第四次循環型社会形成推進計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。また、廃棄物に係る各種法整備も段階的に進められ、令和元（2019）年には「食品ロスの削減の推進に関する法律※」、令和4（2022）年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

茨城県では、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする「第5次茨城県廃棄物処理計画」を策定し、施策の柱として「3R※の推進」「廃棄物適正処理の推進」「循環型社会形成に向けた基盤づくり」を掲げ、特に食品ロス削減については、「食品ロス削減推進計画」に関する事項を取りまとめています。

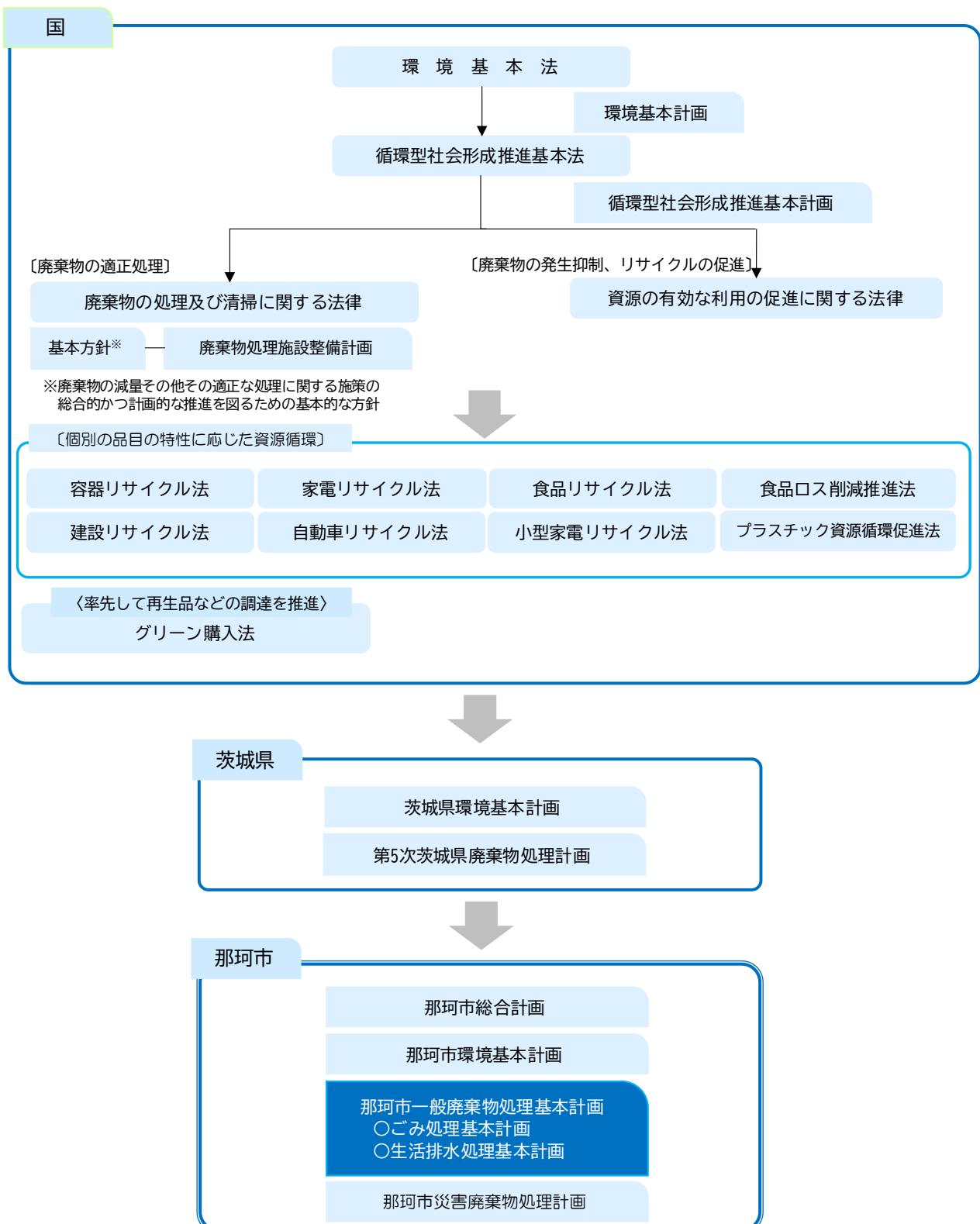
本市では、ごみの減量化、資源化に向け、指定袋の導入や資源の分別に取り組んできましたが、一層のごみの減量化、資源化を計画的かつ効果的に推進し、将来に渡り循環型社会※の実現を目指すため、「那珂市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律※」第6条第1項に基づき市町村が定める計画で、本市の一般廃棄物※の処理に関する最上位計画となります。

本市の第2次那珂市総合計画及び環境基本計画の一般廃棄物の排出抑制、再利用・資源化、適正処理に関する事項についての施策を具体化し、総合的かつ計画的に推進するためのものです。

図1 計画の位置付け



1. 国の計画

(1) 第五次環境基本計画

国では、環境基本法に基づき環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、環境の保全に関する基本的な計画として平成30（2018）年4月17日に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。計画の概要は次のとおりです。

目指すべき社会の姿

1. 「地域循環共生圏」の創造
2. 「世界の範となる日本」の確立
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現

6つの重点戦略

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で豊かな暮らしの実現
- ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

重点戦略を支える環境政策

- 気候変動対策
- 循環型社会の形成
- 生物多様性の確保・自然共生
- 環境リスクの管理
- 基盤となる施策
- 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応

(2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

国では、循環型社会形成推進基本法※に基づき循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、循環型社会の形成に関する基本的な計画として平成 30（2018）年 6 月 19 日に、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。計画の概要は次のとおりです。

計画の7つの柱

○持続可能な社会づくりとの統合的取組

将来像：誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上

○多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

将来像：循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等
災害に強い地域でコンパクトで強靭なまちづくり

○ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

将来像：第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う

○適正処理の更なる推進と環境再生

将来像：廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会
海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会
東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生

○万全な災害廃棄物処理体制の構築

将来像：自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会

○適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

将来像：適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

○循環分野における基盤整備

将来像：情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され、多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

4つの指標と目標値

指標	平成 12 年度	平成 27 年度	令和 7 年度目標
資源生産性（万円/t）	24	38	49（平成 12 年度の約 2 倍）
入口側の循環利用率（%）	10	16	18（平成 12 年度の約 1.8 倍）
出口側の循環利用率（%）	36	44	47（平成 12 年度の約 1.3 倍）
最終処分量（百万 t）	57	14	13（平成 12 年度より▲77%）

資源生産性とは、GDP 等の経済指標を生産のために投入された資源の量で割って求める指標で資源利用の効率性を測るもの

(3) 廃棄物処理施設整備計画

国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物処理整備事業の実施の目標及び概要を定める計画として、令和5（2023）年6月30日に2023年度から2027年度までを計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定しました。計画の概要は次のとおりです。

基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）	20% → 28%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	2020年度の水準（22年分）を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	20% → 22%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	41% → 46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	58% → 76%以上
先進的省エネ型浄化槽導入基数	家庭用33万基 → 75万基 中・大型9千基 → 27千基

補助指標（一例）

補助指標	CO ₂ 排出削減見込量（※1）
廃プラスチックのリサイクルの促進によるCO ₂ 排出削減見込量	640万tCO ₂
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入によるCO ₂ 排出削減見込量	91～157万tCO ₂
浄化槽の省エネ化によるCO ₂ 排出削減見込量	12.3万tCO ₂

※1 CO₂排出削減見込量については地球温暖化対策計画に基づく2030年度目標

2. 茨城県の計画

(1) 第4次茨城県環境基本計画

茨城県では、環境基本法に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年3月に計画期間を10年間とする「第4次茨城県環境基本計画」を策定しました。計画の概要は次のとおりです。

環境の将来像

「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」

基本目標

- 脱炭素社会の実現
- 循環型社会の実現
- 自然と共生する社会の実現
- 霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生
- 身近な地域環境の保全

施策の柱

- 1 地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進
- 2 地域環境保全対策の推進
- 3 湖沼環境保全対策の推進
- 4 循環型社会づくりの推進
- 5 生物多様性の保全と持続可能な利用
- 6 快適で住みよい環境の保全と創出
- 7 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進
- 8 環境の保全と創造のための基本的施策の推進

環境指標（抜粋）

環境指標	現況値	目標値
汚水処理人口普及率※	86.8%【令和3年度】	90.8%【令和7年度】
下水道接続人口	556.0千人【令和3年度】	563.8千人【令和7年度】
下水道接続率	91.6%【令和3年度】	92.8%【令和7年度】
農業集落排水施設接続人口	48.7千人【令和3年度】	48.4千人【令和7年度】
農業集落排水施設接続率	83.8%【令和3年度】	87.1%【令和7年度】
ごみ排出量	1,060千t【平成30年度】	980千t【令和7年度】
一般廃棄物最終処分量	84千t【平成30年度】	80千t以下【令和7年度】
不法投棄等新規発見事案件数	171件【令和3年度】	80件以下【令和7年度】

(2) 第5次茨城県廃棄物処理計画

茨城県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、持続可能な循環型社会の形成を目指すため、今後取り組むべき廃棄物処理施策の基本的な事項等を定める計画として、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする「第5次茨城県廃棄物処理計画」を策定しました。計画の概要は次のとおりです。

施策の方向性

方向性1 3Rの推進

- ①県民等の問題意識の向上、3R行動の促進
- ②市町村における減量化、再資源化の取組の促進
- ③排出事業者による3Rの促進

方向性2 廃棄物適正処理の推進

- ①不法投棄対策の強化
- ②排出事業者責任の徹底
- ③資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進
- ④一般廃棄物の適正処理の確保

方向性3 循環型社会形成に向けた基盤づくり

- ①産業廃棄物最終処分場の確保
- ②災害廃棄物処理体制の強化
- ③資源循環産業の育成
- ④分野別産業廃棄物処理対策の推進
- ⑤廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進

廃棄物の減量化等の目標

○代表指標及びその数値目標

指標名	単位	基準年度	目標年度	(参考)
		平成30年	令和7年	令和7年予測値
排出側 ごみ排出量	千t	1,060	980	1,057
産業廃棄物排出量		11,547	11,000	11,432
処理側 ごみ最終処分量	千t	84	80以下	84
産業廃棄物最終処分量		145	136以下	142
適正処理 不法投棄の発生件数	件	120 (令和元年値)	80以下	—

○補助指標（3Rの推進）抜粋

指標名	単位	基準年度	目標年度
		平成30年	令和7年
一人1日あたりのごみ排出量	g/人/日	990	976
再生資源の種類別の量、割合	千t、%	(別記)	—
再生利用率	%	21.3	20以上
再生利用率の全国順位	位	25位	—

《別記》

再生資源の種類別の量、割合

区分	基準年度 平成 30 年	
	量 (千 t)	割合 (%)
紙類、紙製容器包装	105.5	46.5
金属類	25.7	11.3
ガラス類	17.6	7.7
ペットボトル、プラスチック容器包装等	11.1	4.9
布類	3.5	1.5
小計	163.4	72.0
飼肥料	1.8	0.8
溶融スラグ	24.1	10.6
燃料化※ (RDF、BDF)	23.3	10.3
セメント原料化	0.2	0.1
その他	14.1	6.2
小計	63.5	28.0
合計	226.9	100.0

3. 本市の計画

(1) 第2次那珂市総合計画

本市では、“住みよさプラス活力あふれるまち”をまちづくりの目標に掲げた「第2次那珂市総合計画後期基本計画」を令和5（2023）年3月に策定しました。計画の概要は次のとおりです。

まちづくりの目標

住みよさプラス活力あふれるまち

那珂ビジョンの体系

- I 活力ある担い手の「育成」
- II 住みよさを支える活力への「支援」
- III 活力ある未来への「投資」

施策の大綱

- ①みんなで進める住みよいまちづくり
- ②安全で快適に暮らせるまちづくり
- ③やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり
- ④未来を担う人と文化を育むまちづくり
- ⑤活力あふれる交流と賑わいのまちづくり
- ⑥行財政改革の推進による自立したまちづくり

(2) 第3次那珂市環境基本計画

本市では、平成 14（2002）12 月に那珂市環境基本条例を策定し、環境の保全等に向け取り組んできました。令和 5（2023）年 3 月には、条例に基づき令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度を計画期間とした「第3次那珂市環境基本計画」を策定しました。計画の概要は次のとおりです。

環境将来像

豊かな自然と暮らしが調和したやさしいまち

環境目標

- 1 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進
- 2 脱炭素社会づくりの推進
- 3 3R行動による循環型社会づくりの推進
 - ごみの減量化
 - 資源の再利用及び再資源化の推進
 - 適正なごみ収集及び処理

《評価指標》

項目	現状（令和3年度）	中間（令和9年度）	目標（令和14年度）
可燃ごみ排出量	15,733 t	13,330 t	11,620 t
資源物回収量	1,784 t	2,270 t	2,430 t
リサイクル率	10.7%	16.1%	19.8 %

- 4 自然と共生できるまちづくりの推進
- 5 安心で快適な都市環境の保全及び創出
 - 生活排水処理施設の整備と普及啓発

《評価指標》

項目	現状（令和3年度）	中間（令和9年度）	目標（令和14年度）
汚水処理人口普及率	87.0%	94.0%	96.5%

(3) 災害廃棄物処理計画

本市では、令和3（2021）年3月に「那珂市災害廃棄物処理計画」を策定しました。対象とする災害は地震災害、風水害その他の自然災害とし、対象とする廃棄物は、家庭系ごみや事業系ごみ、避難所ごみや仮設トイレ、片付けごみを含む災害廃棄物となります。

計画の策定にあたっては、災害を想定し、災害廃棄物の発生量を推計し、収集運搬、処理・処分について明確にしています。

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、7つの基本方針を定めています。計画の概要は次のとおりです。

基本方針1 適切かつ迅速な処理

市民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々に変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行う。本市は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、県と協力して周辺や広域での処理を実施する。

基本方針2 リサイクルの推進

徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。

基本方針3 環境に配慮した処理

災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を実施する。

基本方針4 衛生的な処理

生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を実施する。

基本方針5 安全作業の確保

住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。

基本方針6 経済性に配慮した処理

公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。

基本方針7 関係機関・関係団体や市民、事業者、ボランティアとの協力・連携

早期の復旧・復興を図るため、国、県、他市町村、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進する。また、市民や事業者、ボランティアに様々な情報を提供し、理解と協力を得る。

第3節 計画の対象・期間

1. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、那珂市全域とします。

2. 計画の期間

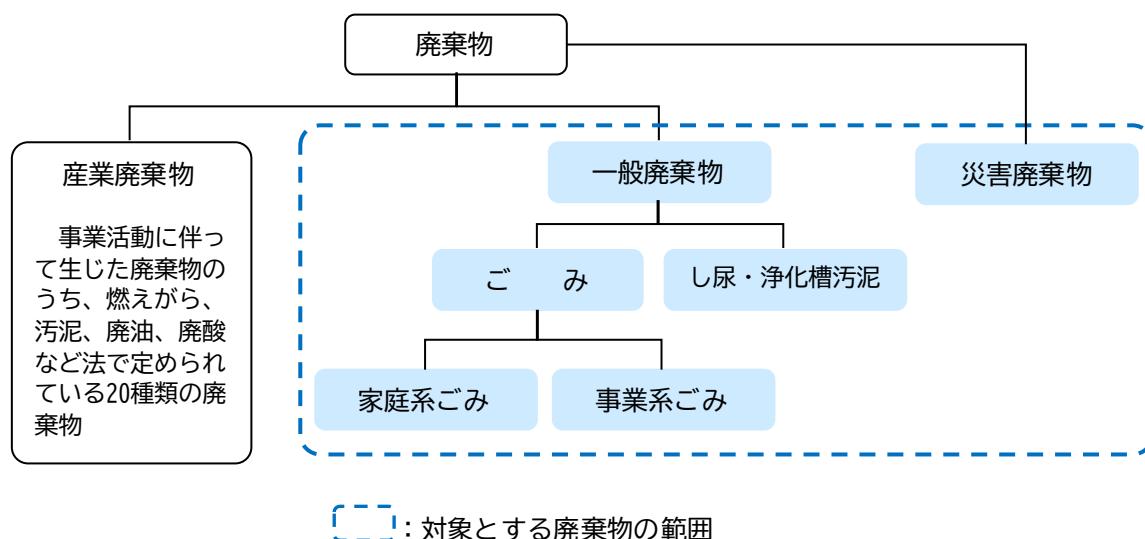
本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。

ただし、計画期間中において、計画の前提となる諸条件に変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の対象とする廃棄物

本計画は、家庭から排出される「家庭系ごみ」及び事業者から排出される「事業系ごみ」、「し尿・浄化槽汚泥」を含む一般廃棄物と「災害廃棄物」を対象とする廃棄物とします。

図2 対象とする廃棄物の範囲



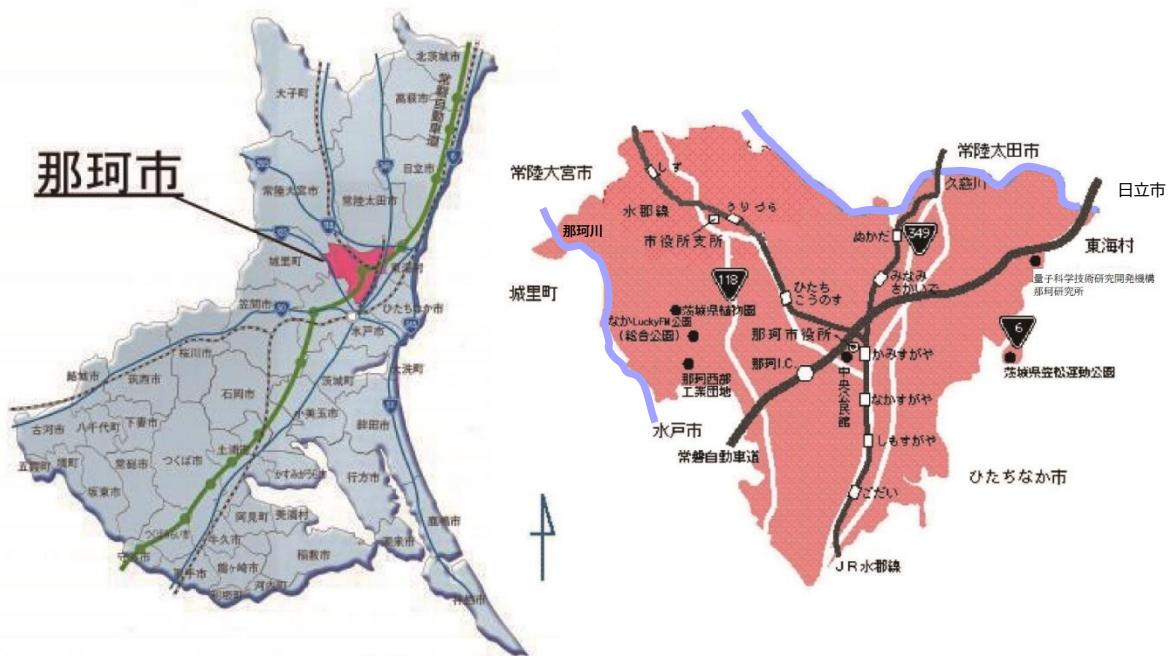
第2章 市の概況

第1節 位置・地勢

本市は、東京から約100kmの距離にあり、茨城県の中央よりやや北寄りに位置し、東側は東海村、日立市とひたちなか市に、南側は県都水戸市に、西側は城里町、北側は常陸大宮市と常陸太田市にそれぞれ接しています。

本市の北側には久慈川が西から東へ、西側には那珂川が北西から南東へと流れています。本市の地形は、この両一級河川の沿岸に広がった広大な水田地帯と、中央に広がった那珂台地からなっています。

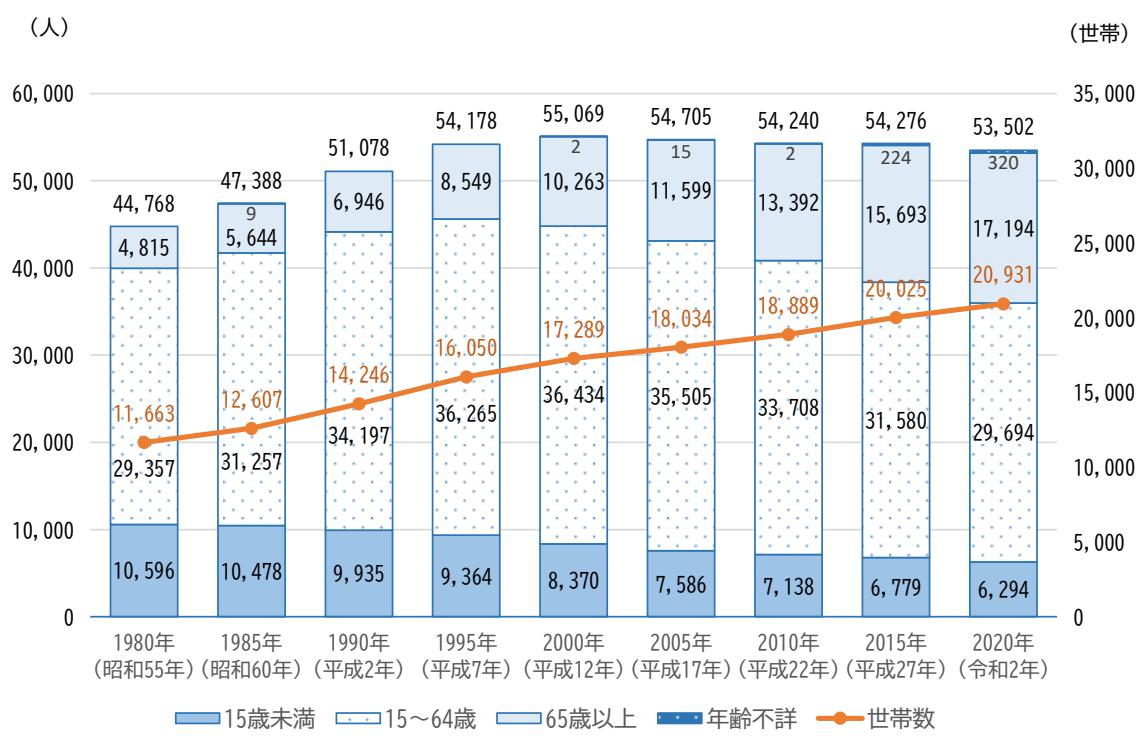
図3 市の位置図



第2節 人口・世帯数

本市の人口は僅かに減少傾向、世帯数は増加傾向で推移しています。

図4 人口・世帯数の推移

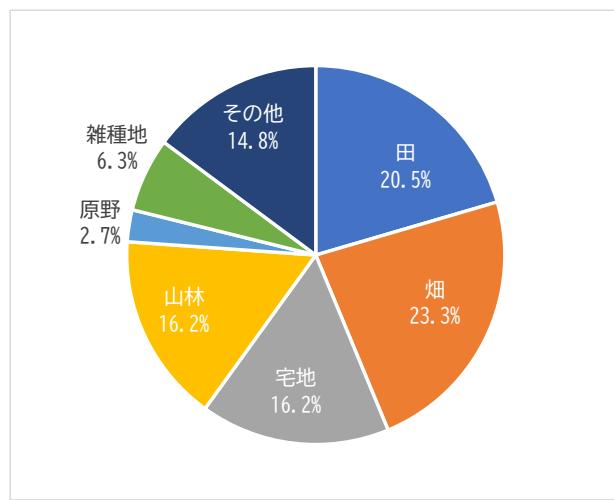


出典：国勢調査

第3節 土地利用

本市の総面積は、約 97.8 km²で、令和2（2020）年1月1日現在の土地利用の状況は、畠が23.3%と最も多く、次いで田が20.5%となっています。

図5 主要地目面積割合



出典：令和3（2021）年度茨城県統計年鑑

第4節 産業

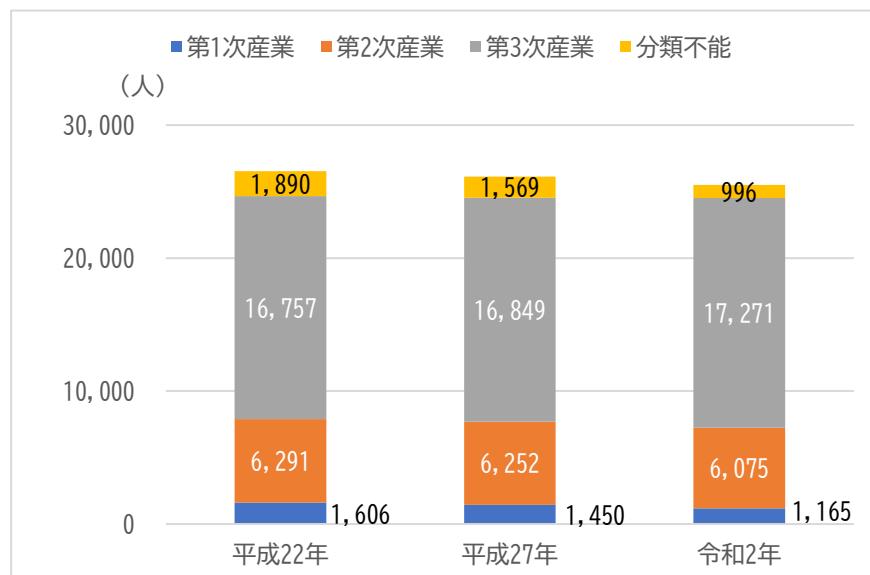
国勢調査によると、就業者数全体は減少傾向で推移しています。農業や林業の第1次産業、建設業や製造業の第2次産業は減少傾向を示し、小売業やサービス業の第3次産業は増加傾向で推移しています。

表1 産業別 15歳以上就業者数の推移

単位：人

年	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
平成22年	1,606	6,291	16,757	1,890	26,544
平成27年	1,450	6,252	16,849	1,569	26,120
令和2年	1,165	6,075	17,271	996	25,507

図6 令和2年の産業別 15歳以上就業者数割合



出典：国勢調査

第3章 ごみ処理基本計画



第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理の概要

(1) ごみの分別区分

本市のごみの分別区分は、表2に示すとおりであり、家庭系ごみ及び事業系ごみとも分別区分は同じになっています。

表2 ごみの分別区分

区分	種類	
可燃ごみ	生ごみ、布類、革製品（靴、鞄、手袋、ベルト等）、食用油、紙おむつ、プラスチック類（ビニール製品、ゴム製品、おもちゃ類、ビデオテープ等）、木くず、ポリタンク	
資源ごみ	カン類	空き缶、金属類（ポット、かさ、なべ・やかん、針金・釘）、小型家電製品（30cm以内）
	ペットボトル	ペットの表示があるペットボトル
	BIN類	空きBIN、ガラス・陶磁器類
	紙類	新聞紙、ダンボール、紙パック（牛乳パック等）、その他の紙（紙製容器、包装紙、紙袋、紙製カレンダー、空封筒、カタログ、OA用紙、ボール紙、書籍、ノート等）
	発泡スチロール	緩衝材、食品トレイ
有害ごみ	電球、体温計、ライター、乾電池、リチウム電池	
	蛍光管	
粗大ごみ	台所用品（ガステーブル、給湯器）、家具類（机・いす・テーブル・タンス・ソファー）、家電製品（ステレオ・掃除機・扇風機・電子レンジ・こたつ等）、楽器（オルガン、ギター等）、その他（原付バイク・自転車・ふとん・石油ストーブ・電気毛布・じゅうたん）	

(2) ごみの収集・運搬

家庭系ごみは、指定袋やコンテナを用いたステーション方式で排出し、市や大宮地方環境整備組合（以下「組合」という。）の委託業者が収集・運搬を実施しています。また、自己搬入での組合の環境センター（以下「環境センター」という。）への持ち込みも可能です。本市では指定袋でごみを排出する場合には、記名することとなっています。

事業系ごみは、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、事業者が自ら環境センターに搬入するかのどちらかとなっています。事業者の資源物は、許可業者等が資源化業者に直接持ち込んでいる場合もあります。

表3 排出、収集・運搬の状況

区分	排出方法	収集・運搬	収集回数
可燃ごみ	市指定袋（緑色）・記名	市委託業者	週2回
資源ごみ	カン類	組合委託業者	月2回
	ペットボトル		月2回
	ビン類		月2回若しくは月1回
	紙類		月1回
	発泡スチロール		月1回
有害ごみ	電球、体温計、ライター、乾電池、リチウム電池	組合委託業者	月2回若しくは月1回
	蛍光管		月1回
粗大ごみ	各地区指定場所	組合委託業者	年3回

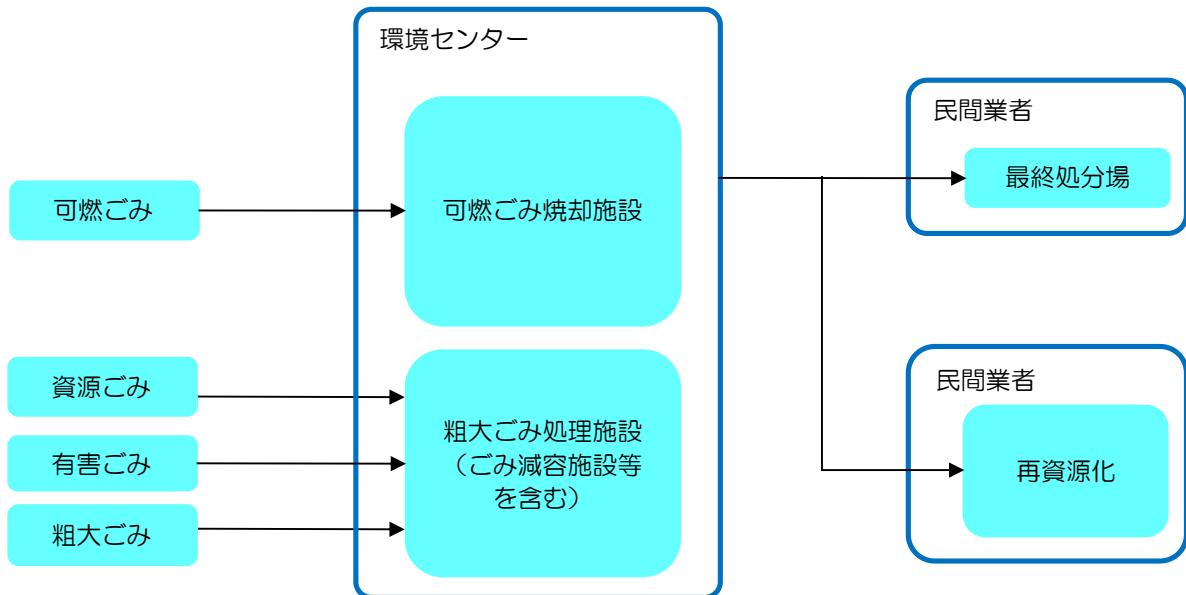
表4 環境センターへの持ち込み概要

受付時間	月～金	8:30～11:30／13:00～16:30
	土	8:30～11:30
処理料金	90kgまで	300円
	90kgを超えた部分は	10kgにつき150円

(3) ごみ処理のフロー

本市のごみは、環境センターで焼却又は破碎・圧縮処理を行っています。処理後の残さ※は、民間業者の最終処分場で埋立を行っています。資源物は、民間業者で再資源化しています。

図7 ごみ処理フロー



2. ごみの中間処理及び最終処分

本市のごみの中間処理及び最終処分は、組合で実施しています。ごみの中間処理である焼却や破碎等は環境センターで実施し、焼却残さ及び破碎等の処理残さの最終処分は、組合が委託する民間業者で実施しています。

表5 中間処理及び最終処分主体

種類	種別	中間処理	最終処分
可燃ごみ	焼却物	組合	組合の委託した最終処分業者
資源ごみ	紙類	組合が委託した再生業者	組合が委託した再生業者
	カン類、ペットボトル、ビン類、発泡スチロール	組合	
有害ごみ		組合の委託業者	組合の委託業者
粗大ごみ		組合	組合の委託業者

表6 中間処理施設の概要

環境センター		
茨城県那珂市静 1894 番地		
形式	ごみ焼却施設 [全連続焼却式]	粗大ごみ処理施設 [破碎、圧縮併用式]
能力	180t/24hr	35t/5hr

3. 市のごみの減量化・資源化の取組

(1) 生ごみ処理機器の購入補助

生ごみの減量を図るため、生ごみ処理機器等の購入補助を行っています。

表7 生ごみ処理機器の購入補助

機種	内 容
コンポスト	購入価格の2分の1 1基につき上限3,000円 1世帯2基まで
生ごみ処理機器※ (手動式・電動式)	購入価格の3分の1 上限30,000円 1世帯1基まで

(2) エコ・ショップ制度

環境にやさしい商品の販売やごみの減量、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店を「エコ・ショップ」として認定し公表しています。本市では令和5（2023）年1月1日現在3店舗登録されています。

(3) ごみ分別の手引き等の作成・配布

正しいごみの出し方や分別をわかりやすく周知するため、「ごみ分別の手引き」を作成し市民に配布するとともに、市のホームページにも掲載しています。正しい分別を推進するために種類ごとの具体的な品目を一覧表に取りまとめ、種類ごとの出し方や市では取り扱わない品目の処理方法、環境センターへの持ち込みについても記載しています。

(4) 環境美化活動の実施

市民や事業者、市民活動団体と協働で市内一斉清掃や常磐自動車道側道のクリーン作戦を実施しています。

(5) 環境センターの施設見学

市民等のごみの減量化、資源化への意識啓発を図るため、本市のごみの焼却及び破碎や紙ごみの分別、ペットボトル等のリサイクル処理作業を行っている環境センターの施設見学を推進しています。

第2節 ごみの排出状況

ごみに関する数値は、毎年実施しているごみ実態調査を用い、人口は住基人口毎年3月1日現在の値を使用しています。

1. ごみの排出量の状況

(1) ごみ総排出量

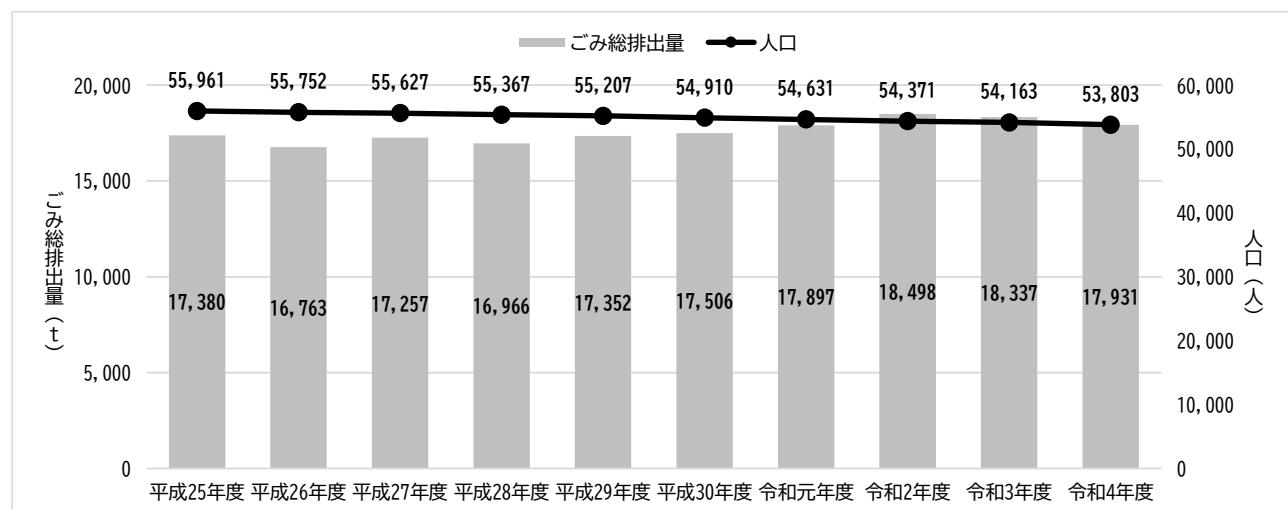
本市では、人口は僅かに減少傾向で推移していますが、ごみ総排出量は過去10年間においては僅かに増加傾向となっています。

表8 ごみ総排出量と人口の推移

年 度	ごみ総排出量 (t)	人口 (人)
平成25年度	17,380	55,961
平成26年度	16,763	55,752
平成27年度	17,257	55,627
平成28年度	16,966	55,367
平成29年度	17,352	55,207
平成30年度	17,506	54,910
令和元年度	17,897	54,631
令和2年度	18,498	54,371
令和3年度	18,337	54,163
令和4年度	17,931	53,803

出典：人口は住民基本台帳

図8 ごみ総排出量と人口の推移



(2) 搬入方法別の排出量

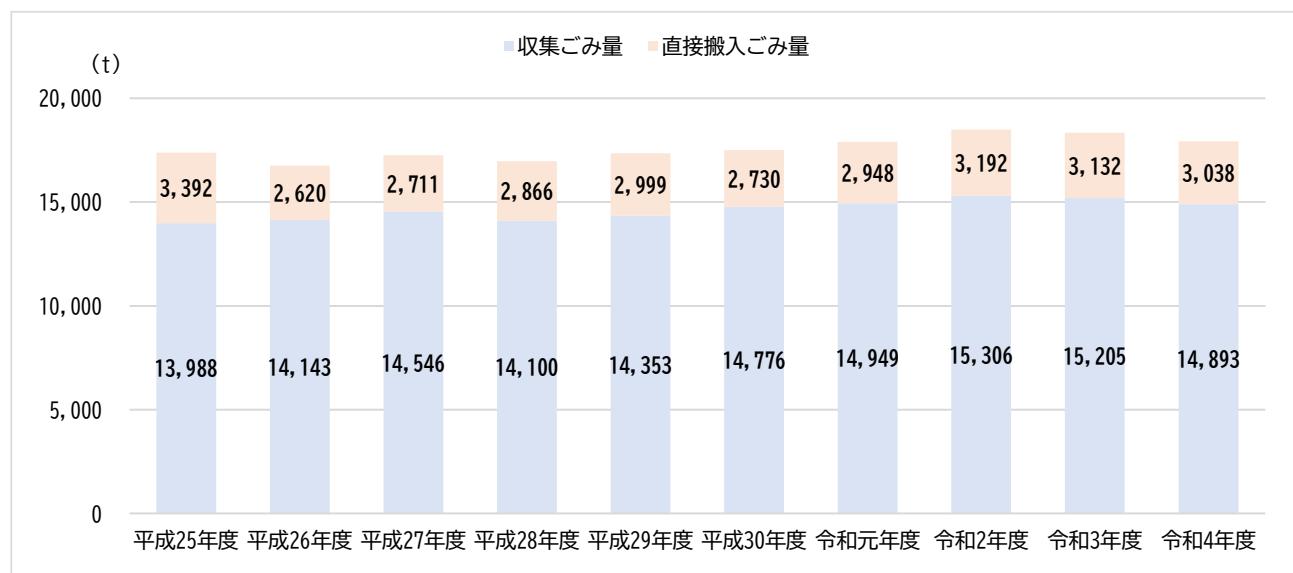
収集ごみ量は、過去10年間において増加傾向で推移しています。一方、直接搬入ごみ量は、概ね横ばいとなっています。

表9 搬入方法別の排出量の推移

単位:t

年 度	収集ごみ量	直接搬入ごみ量	ごみ総排出量
平成25年度	13,988	3,392	17,380
平成26年度	14,143	2,620	16,763
平成27年度	14,546	2,711	17,257
平成28年度	14,100	2,866	16,966
平成29年度	14,353	2,999	17,352
平成30年度	14,776	2,730	17,506
令和元年度	14,949	2,948	17,897
令和2年度	15,306	3,192	18,498
令和3年度	15,205	3,132	18,337
令和4年度	14,893	3,038	17,931

図9 搬入方法別の排出量の推移



(3) ごみの区別排出量

可燃ごみは、過去 10 年間において増加している傾向で推移しています。また、資源ごみ及び粗大ごみは、令和 2 (2020) 年度までは増加傾向を示していましたが、令和 3 年 (2021) 度以降は減少傾向に転じています。

表 10 ごみの区別排出量の推移

単位:t

年 度	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
平成 25 年度	14,181	2,267	932
平成 26 年度	14,323	1,719	721
平成 27 年度	14,900	1,637	720
平成 28 年度	14,532	1,799	635
平成 29 年度	14,721	1,923	708
平成 30 年度	14,992	1,728	786
令和元年度	15,322	1,717	858
令和 2 年度	15,605	1,906	987
令和 3 年度	15,733	1,787	817
令和 4 年度	15,554	1,644	733

図 10 ごみの区別排出量の推移：可燃ごみ

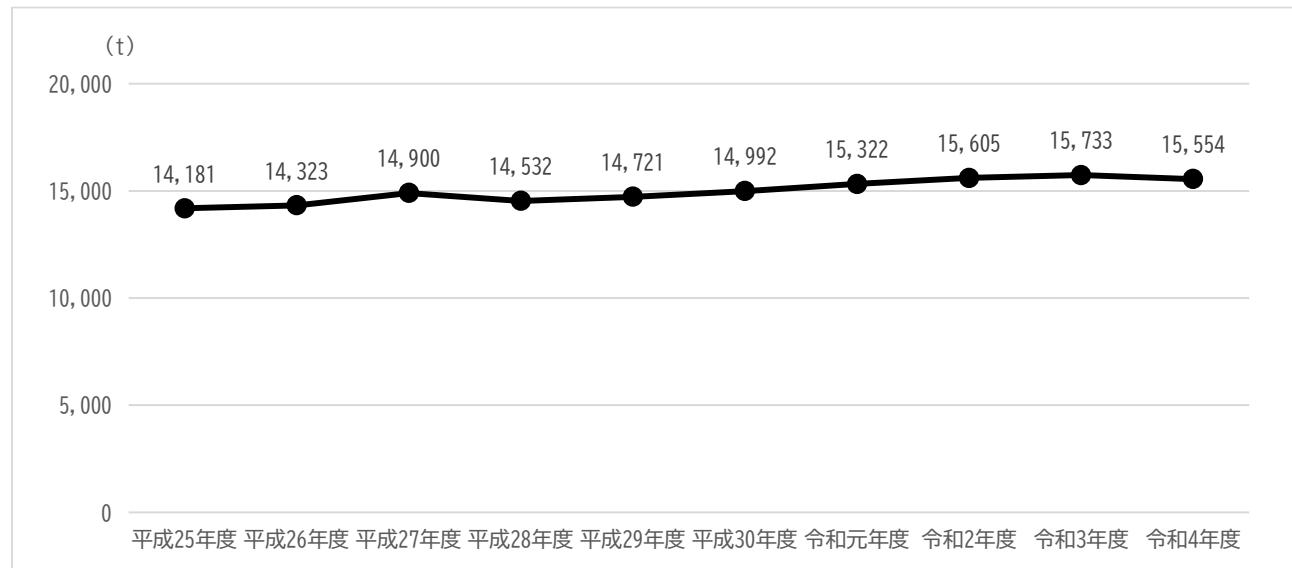


図11 ごみの区分別排出量の推移：資源ごみ

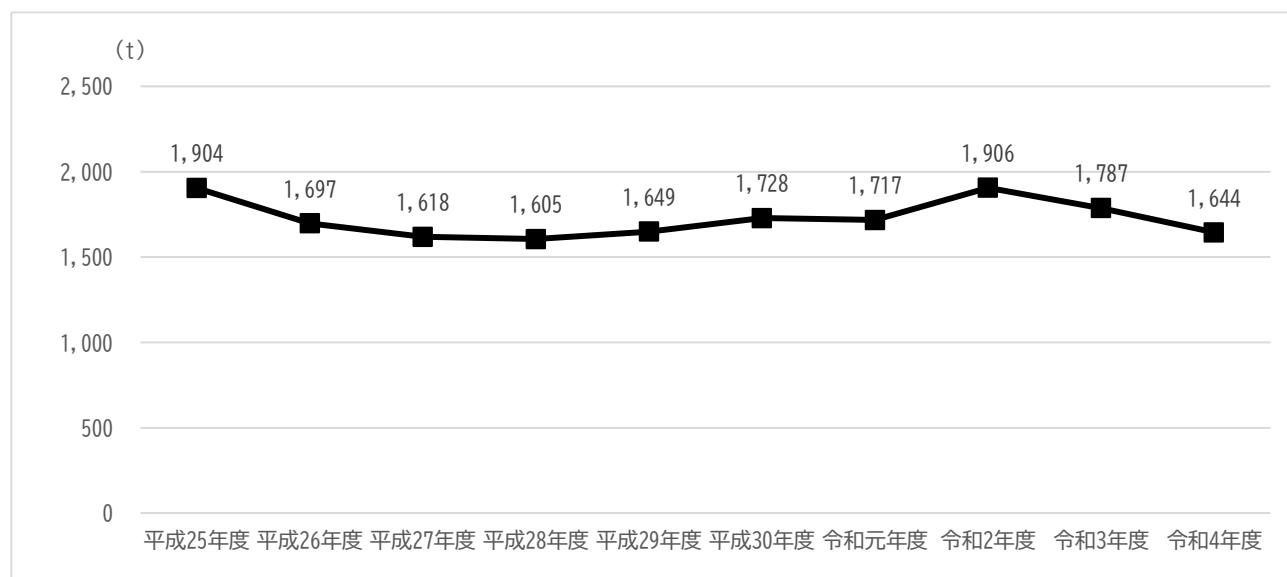
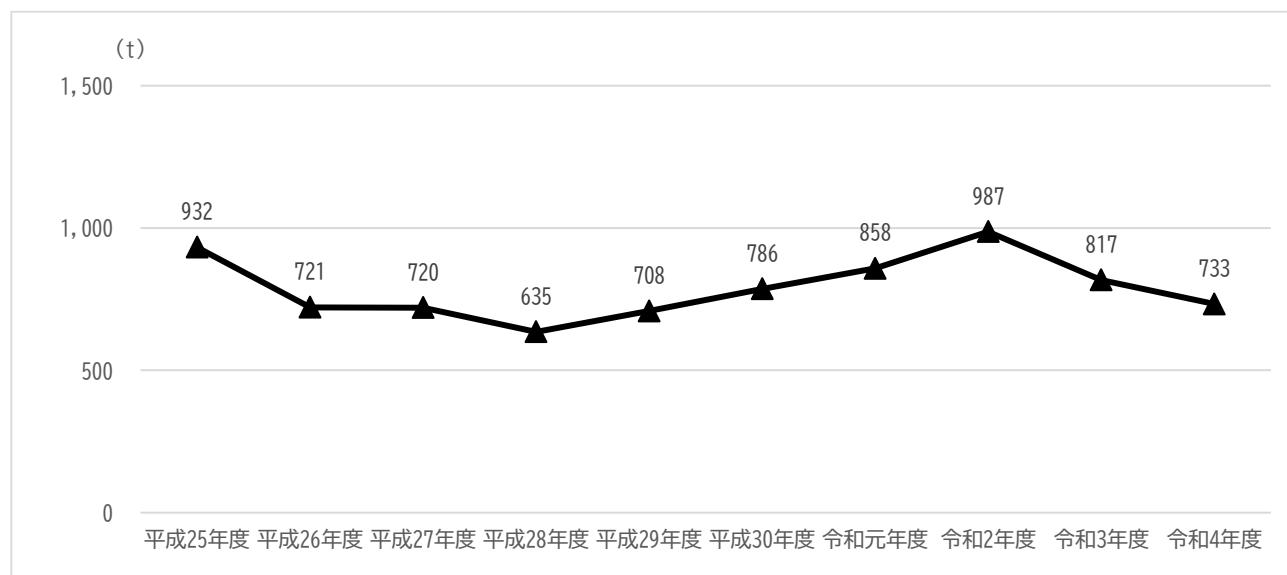


図12 ごみの区分別排出量の推移：粗大ごみ



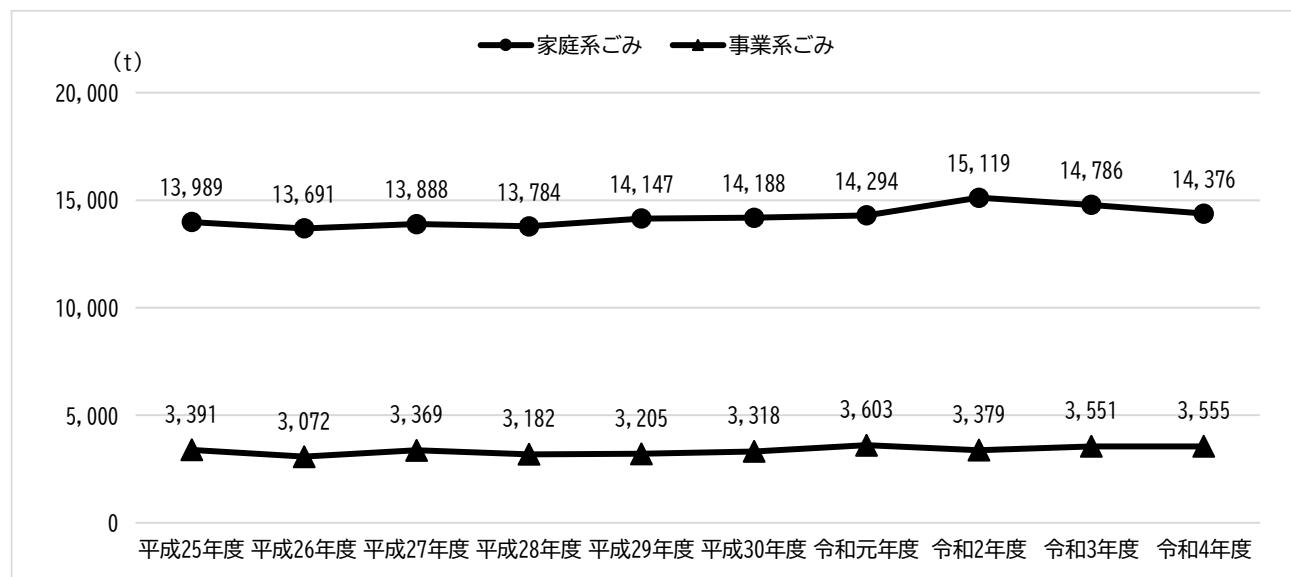
(4) 家庭系ごみと事業系ごみ

家庭系ごみ及び事業系ごみは、年度によるばらつきがみられますか、過去 10 年間において家庭系ごみは増加傾向で事業系ごみは横ばいで推移しています。

表11 家庭系ごみ及び事業系ごみの推移

年 度	家庭系ごみ		事業系ごみ	
	ごみ量 (t)	割合 (%)	ごみ量 (t)	割合 (%)
平成 25 年度	13,989	80.5	3,391	19.5
平成 26 年度	13,691	81.7	3,072	18.3
平成 27 年度	13,888	80.5	3,369	19.5
平成 28 年度	13,784	81.2	3,182	18.8
平成 29 年度	14,147	81.5	3,205	18.5
平成 30 年度	14,188	81.0	3,318	19.0
令和元年度	14,294	79.9	3,603	20.1
令和2年度	15,119	81.7	3,379	18.3
令和3年度	14,786	80.6	3,551	19.4
令和4年度	14,376	80.2	3,555	19.8

図13 家庭系ごみ及び事業系ごみの推移



(5) 一人1日あたりのごみ排出量

一人1日あたりのごみ排出量、一人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、年度によるばらつきがありますが、過去10年間において増加傾向で推移しています。

国や茨城県の一人1日あたりのごみ排出量と比較して、低い値で推移していましたが、近年は国の値を上回っています。

ごみの区別の一人1日あたりのごみ排出量は、可燃ごみは増加傾向で、資源ごみ及び粗大ごみは年度によるばらつきがみられます。

表12 一人1日あたりのごみ排出量及び一人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

単位：g/人・日

年 度	那珂市		国	茨城県
	一人1日あたりの ごみ排出量	一人1日あたりの家 庭系ごみ排出量	一人1日あたり のごみ排出量	一人1日あたり のごみ排出量
平成25年度	851	685	958	1,005
平成26年度	824	673	947	1,006
平成27年度	848	682	939	1,005
平成28年度	840	682	925	983
平成29年度	861	702	920	985
平成30年度	873	708	919	990
令和元年度	895	715	918	985
令和2年度	932	762	901	969
令和3年度	928	748	890	953
令和4年度	913	732	—	—

※ 令和4（2022）年度の国、茨城県の数値は未発表のため令和3（2021）年度までとした。

図14 一人1日あたりのごみ排出量及び一人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

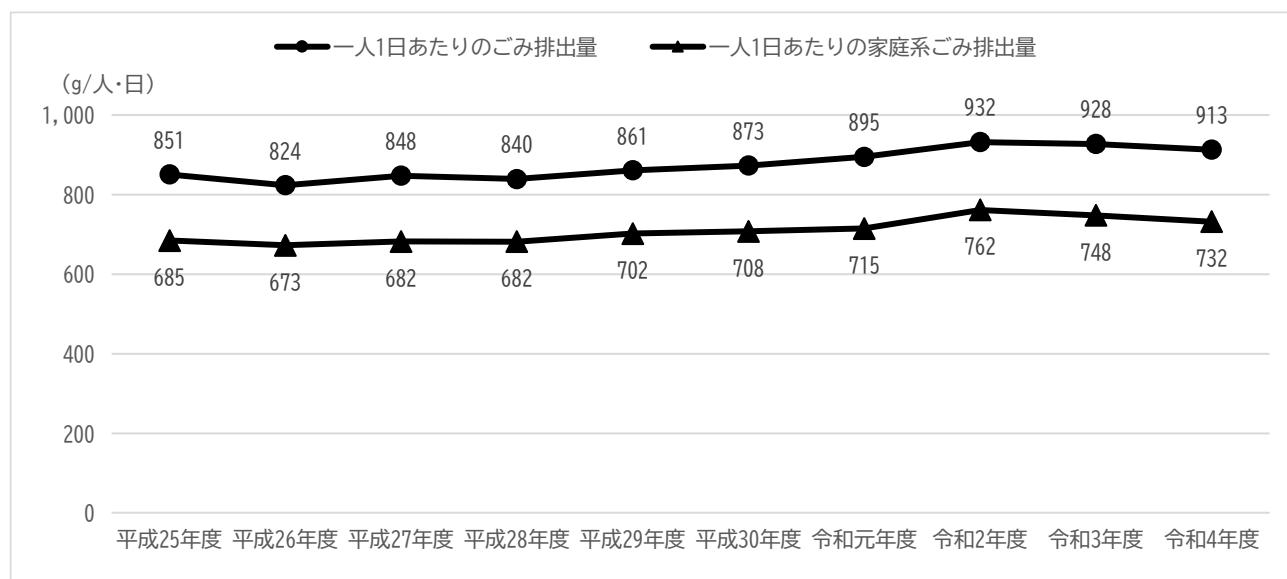


図15 一人1日あたりのごみ排出量の比較

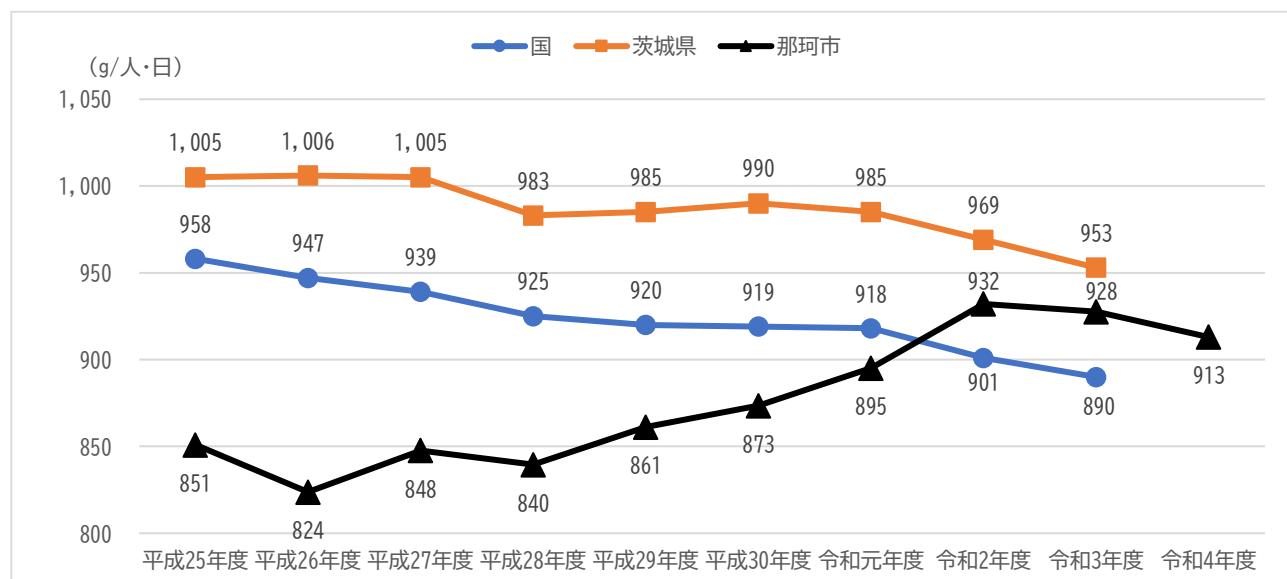
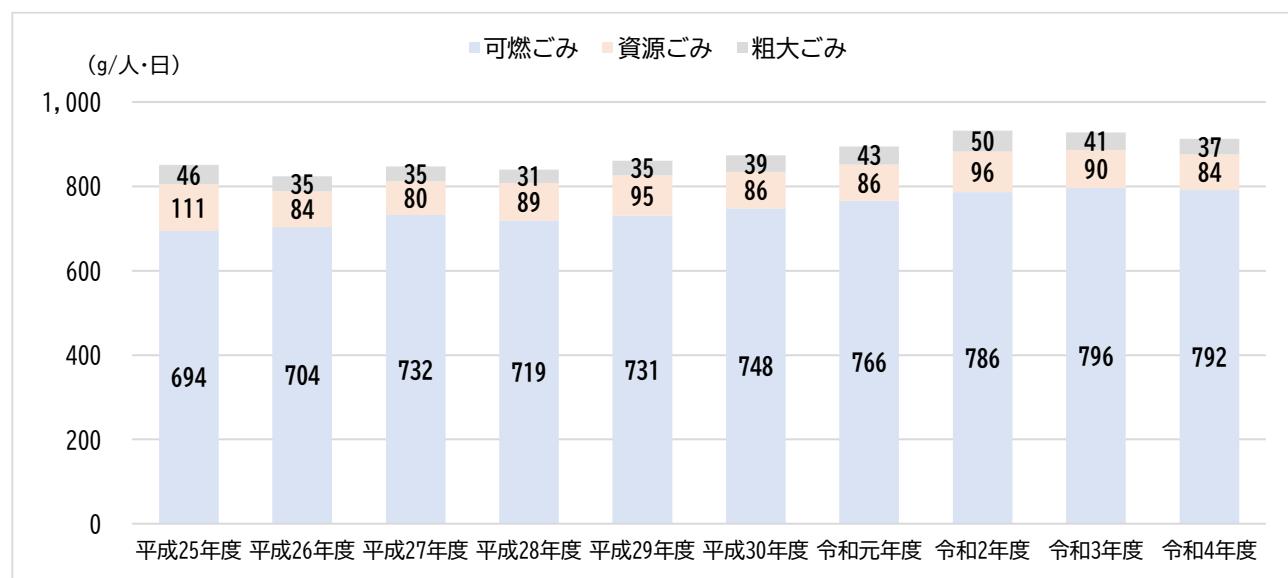


表13 ごみの区分別一人1日あたりのごみ排出量の推移

単位：g/人・日

年 度	可燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
平成25年度	694	111	46
平成26年度	704	84	35
平成27年度	732	80	35
平成28年度	719	89	31
平成29年度	731	95	35
平成30年度	748	86	39
令和元年度	766	86	43
令和2年度	786	96	50
令和3年度	796	90	41
令和4年度	792	84	37

図16 ごみの区分別一人1日あたりのごみ排出量の推移



2. 資源化の状況

(1) 資源化量※

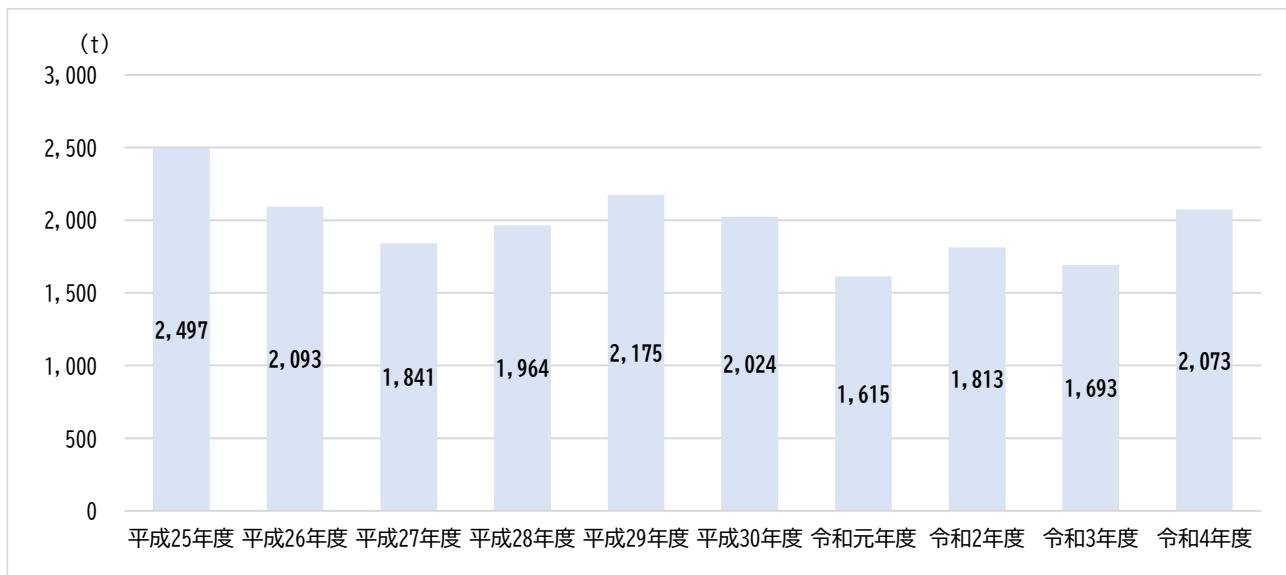
資源化量は、過去10年間において減少傾向で推移していましたが、令和4（2022）年度は増加しています。

表14 資源化量の推移

単位:t

年 度	施設資源化量
平成25年度	2,497
平成26年度	2,093
平成27年度	1,841
平成28年度	1,964
平成29年度	2,175
平成30年度	2,024
令和元年度	1,615
令和2年度	1,813
令和3年度	1,693
令和4年度	2,073

図17 資源化量の推移



(2) 品目別資源化量

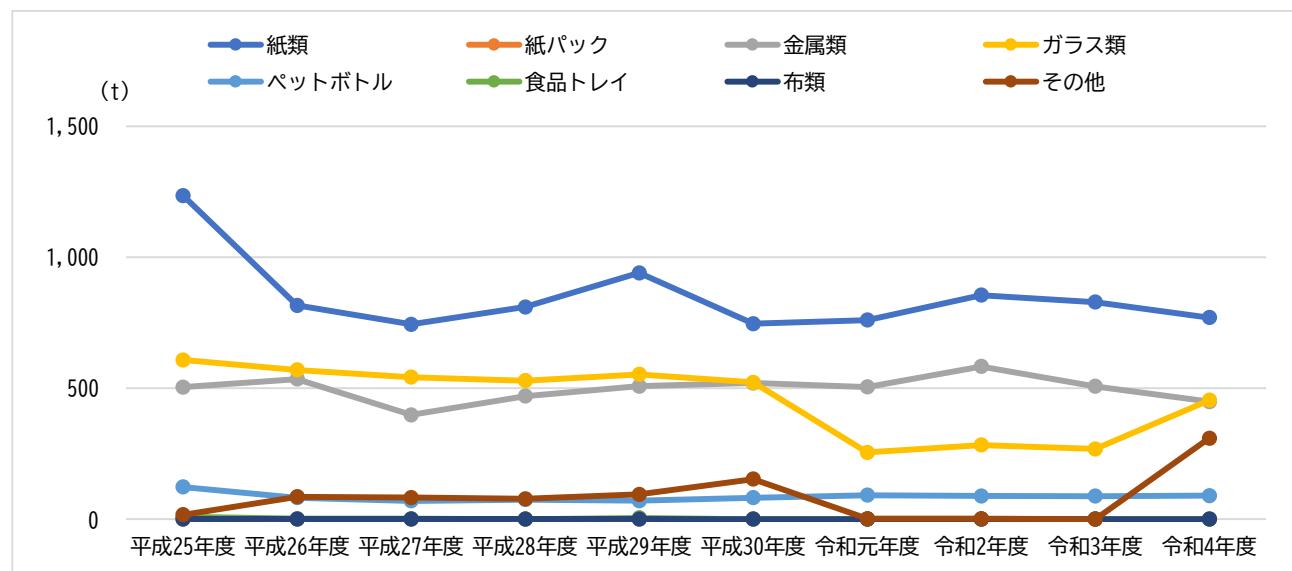
金属類及びペットボトルの資源化量は、横ばいで推移していますが、紙類は減少し、資源化量は、減少傾向で推移しています。令和4（2022）年度は、ガラス類やその他が増加したことにより資源化量は増加しています。

表15 品目別資源化量の推移

単位:t

年度	紙類	紙パック	金属類	ガラス類	ペットボトル	食品トレイ	布類	その他	合計
平成25年度	1,235	0	504	608	123	9	1	17	2,497
平成26年度	816	1	535	570	82	2	1	86	2,093
平成27年度	744	1	398	542	70	2	1	83	1,841
平成28年度	810	1	470	529	75	0	1	78	1,964
平成29年度	940	1	508	553	71	5	1	95	2,174
平成30年度	746	1	520	522	82	0	0	153	2,024
令和元年度	760	1	505	255	92	0	0	2	1,615
令和2年度	855	1	583	283	89	0	0	2	1,813
令和3年度	829	1	507	268	88	0	0	0	1,693
令和4年度	770	1	449	454	90	0	0	309	2,073

図18 品目別資源化量の推移



(3) ごみ資源化率※

過去 10 年間においてごみ総排出量は増加し、資源化量が減少していることから、資源化率は減少傾向で推移していましたが、令和4（2022）年度は増加しています。しかし、国と茨城県の値と比較すると大きく下回る値となっています。

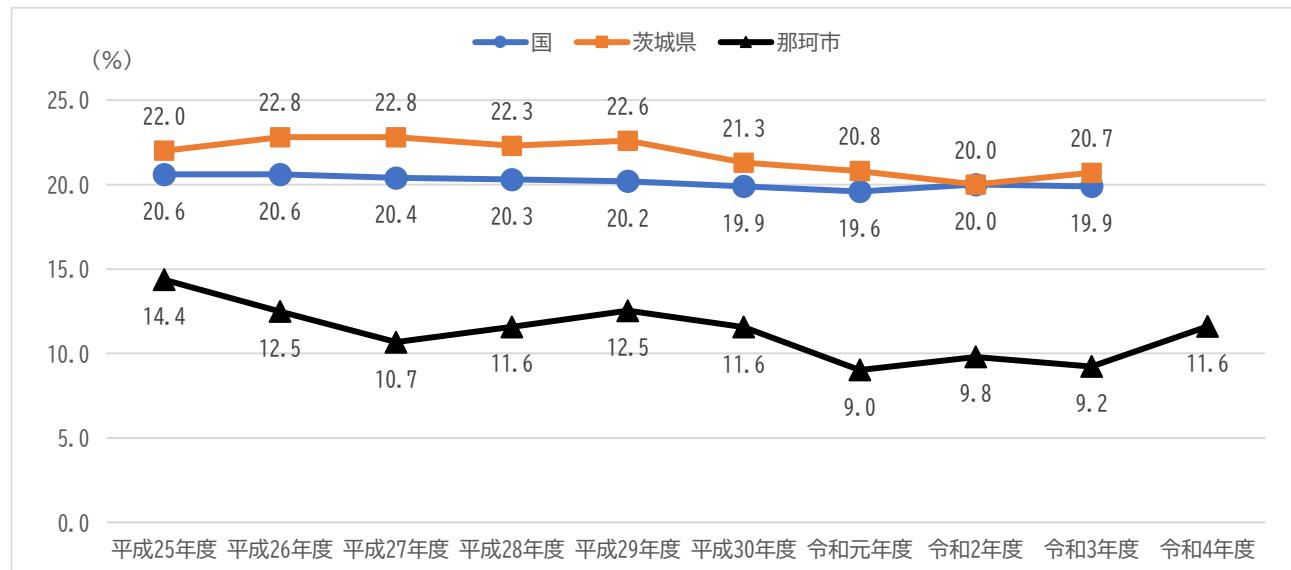
表16 資源化率の推移

単位：%

年 度	資源化率	国	茨城県
平成 25 年度	14.4	20.6	22.0
平成 26 年度	12.5	20.6	22.8
平成 27 年度	10.7	20.4	22.8
平成 28 年度	11.6	20.3	22.3
平成 29 年度	12.5	20.2	22.6
平成 30 年度	11.6	19.9	21.3
令和元年度	9.0	19.6	20.8
令和2年度	9.8	20.0	20.0
令和3年度	9.2	19.9	20.7
令和4年度	11.6	—	—

※ 令和4（2022）年度の国、茨城県の数値は未発表のため令和3（2021）年度までとした。

図19 資源化率の推移



3. 最終処分の状況

(1) 最終処分量

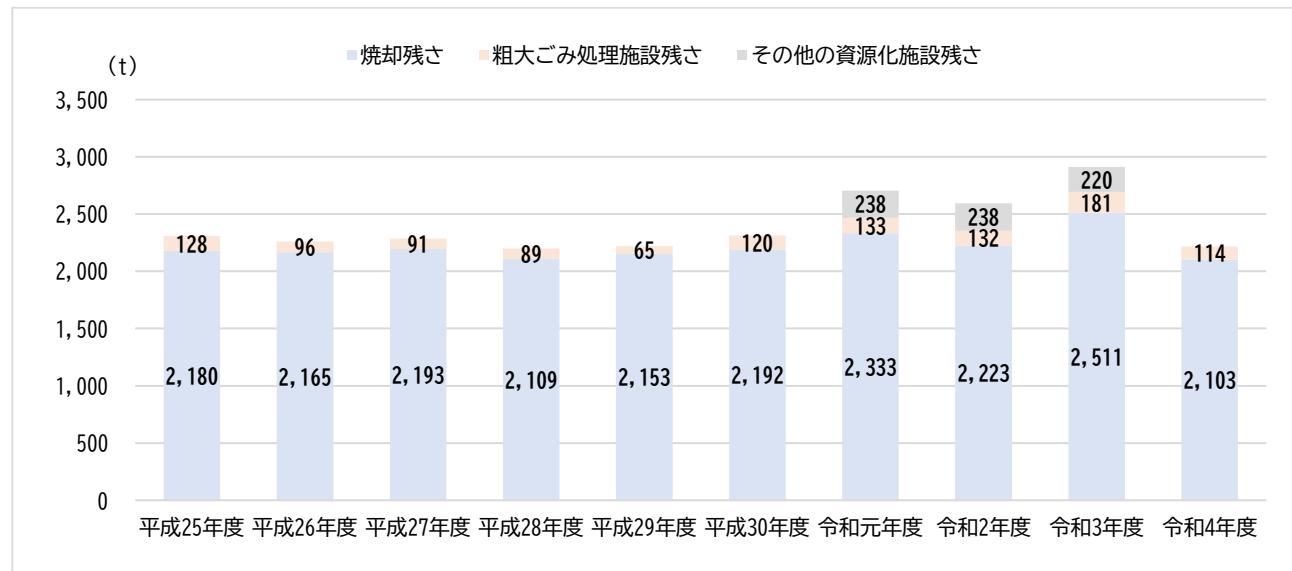
最終処分量は、焼却残さ量と粗大ごみが増加傾向で推移していることもあり、同様に増加傾向となっていますが、令和4（2022）年度は減少しています。

表17 最終処分量の推移

単位:t

年 度	焼却残さ	粗大ごみ処理施設残さ	その他の資源化施設残さ	合 計
平成 25 年度	2,180	128	—	2,308
平成 26 年度	2,165	96	—	2,261
平成 27 年度	2,193	91	—	2,284
平成 28 年度	2,109	89	—	2,198
平成 29 年度	2,153	65	—	2,218
平成 30 年度	2,192	120	—	2,312
令和元年度	2,333	133	238	2,704
令和2年度	2,223	132	238	2,593
令和3年度	2,511	181	220	2,912
令和4年度	2,103	114	—	2,217

図20 最終処分量の推移



(2) 最終処分率※

ごみの総排出量及び最終処分量とも増加傾向で推移し、最終処分率は増加傾向で推移していましたが、令和4（2022）年度は減少しています。しかし、国と茨城県の値と比較すると大きく上回る値となっています。

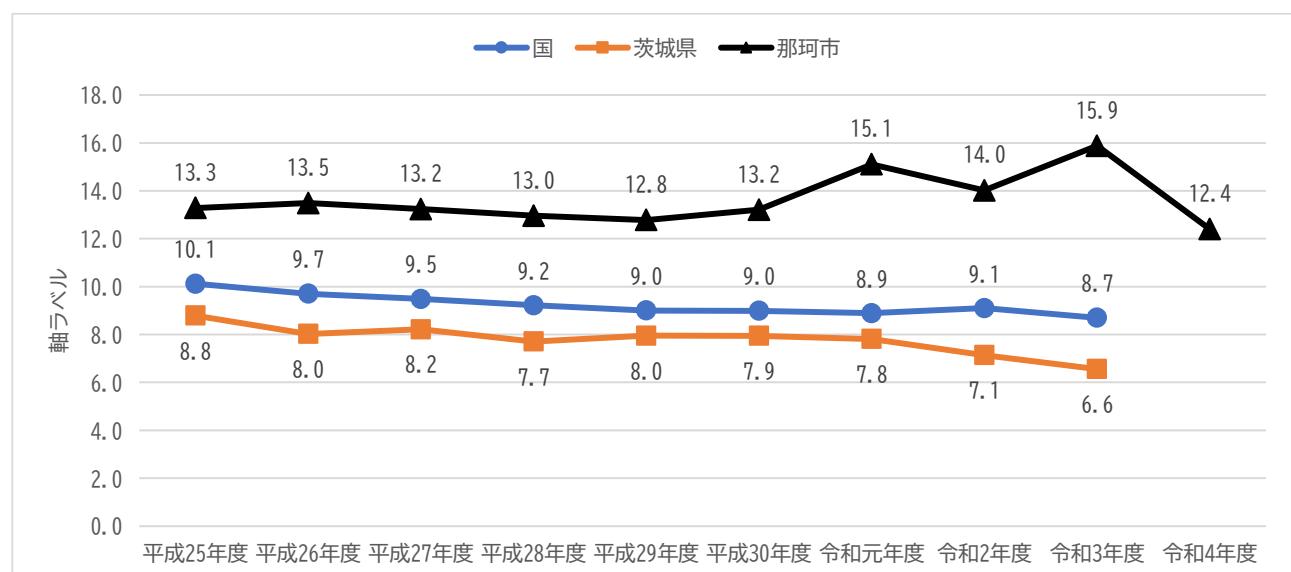
表18 最終処分率の推移

単位：%

年 度	那珂市	国	茨城県
平成 25 年度	13.3	10.1	8.8
平成 26 年度	13.5	9.7	8.0
平成 27 年度	13.2	9.5	8.2
平成 28 年度	13.0	9.2	7.7
平成 29 年度	12.8	9.0	8.0
平成 30 年度	13.2	9.0	7.9
令和元年度	15.1	8.9	7.8
令和2年度	14.0	9.1	7.1
令和3年度	15.9	8.7	6.6
令和4年度	12.4	—	—

※ 令和4（2022）年度の国、茨城県の数値は未発表のため令和3（2021）年度までとした。

図21 最終処分率の推移



4. その他

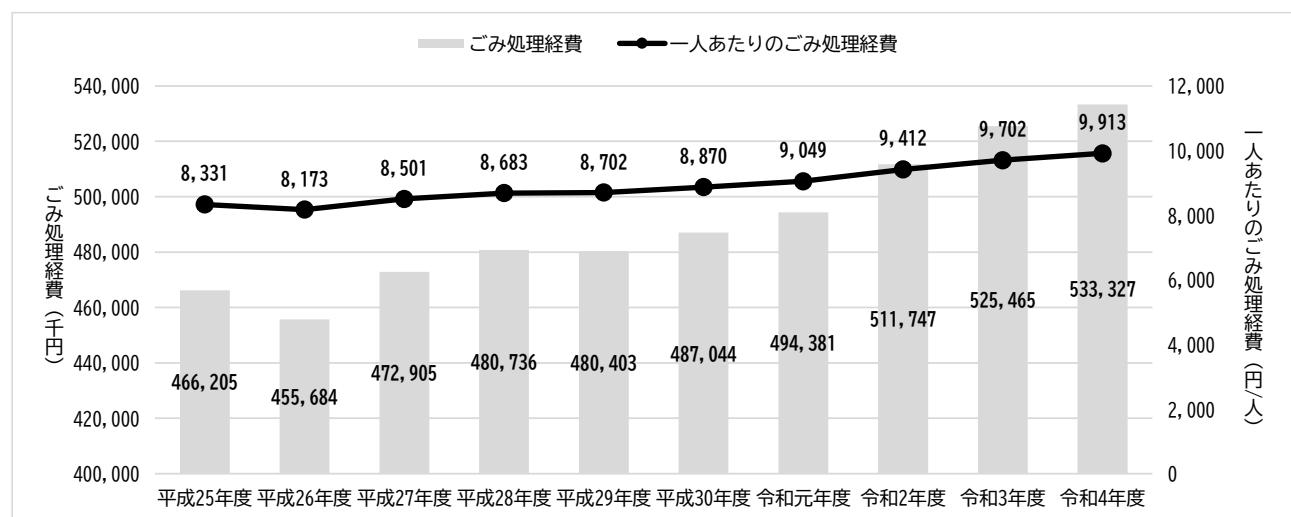
(1) ごみ処理経費

ごみ処理経費及び一人あたりのごみ処理経費とも増加傾向で推移しています。

表 19 ごみ処理経費の推移

年 度	ごみ処理経費 (千円)	一人あたりのごみ処理経費 (円/人)
平成 25 年度	466,205	8,331
平成 26 年度	455,684	8,173
平成 27 年度	472,905	8,501
平成 28 年度	480,736	8,683
平成 29 年度	480,403	8,702
平成 30 年度	487,044	8,870
令和元年度	494,381	9,049
令和2年度	511,747	9,412
令和3年度	525,465	9,702
令和4年度	533,327	9,913

図 22 ごみ処理経費の推移



(2) 可燃ごみのごみ質※

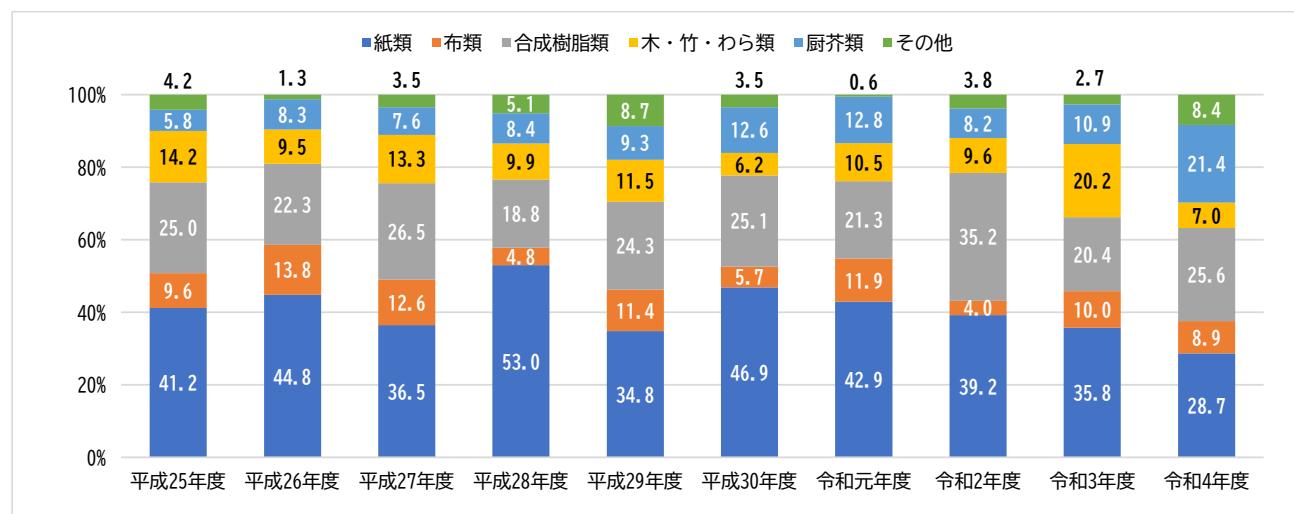
可燃ごみの処理を行っている環境センターでは、可燃ごみのごみ質分析を行っています。台所や飲食店から出る野菜くずや食べ残し等の厨芥類ちゅうかいりについては、近年その割合が増えてきています。

表20 可燃ごみのごみ質の推移

単位：%

年 度	紙類	布類	合成樹脂類	木・竹・わら類	厨芥類	その他
平成 25 年度	41.2	9.6	25.0	14.2	5.8	4.2
平成 26 年度	44.8	13.8	22.3	9.5	8.3	1.3
平成 27 年度	36.5	12.6	26.5	13.3	7.6	3.5
平成 28 年度	53.0	4.8	18.8	9.9	8.4	5.1
平成 29 年度	34.8	11.4	24.3	11.5	9.3	8.7
平成 30 年度	46.9	5.7	25.1	6.2	12.6	3.5
令和元年度	42.9	11.9	21.3	10.5	12.8	0.6
令和2年度	39.2	4.0	35.2	9.6	8.2	3.8
令和3年度	35.8	10.0	20.4	20.2	10.9	2.7
令和4年度	28.7	8.9	25.6	7.0	21.4	8.4
平均	40.4	9.3	24.5	11.2	10.5	4.2

図23 可燃ごみのごみ質の推移



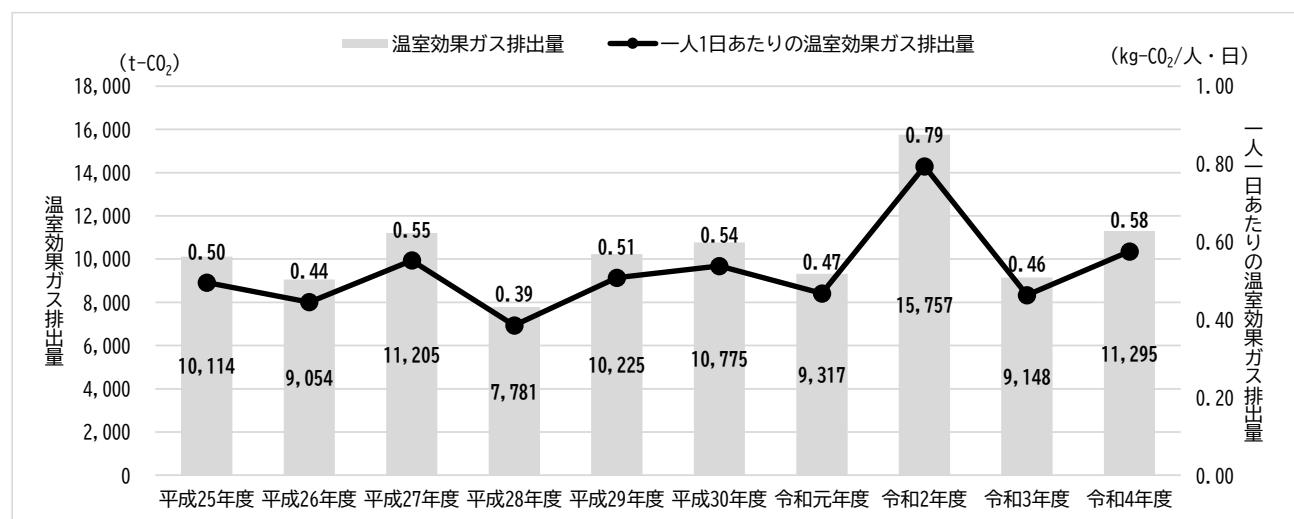
(3) 温室効果ガス※排出量

ごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量及び一人1日あたりの温室効果ガス排出量は、年度によるばらつきがありますが、概ね横ばいとなっています。

表21 温室効果ガス排出量の推移

年 度	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	一人1日あたりの温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂ /人・日)
平成25年度	10,114	0.50
平成26年度	9,054	0.44
平成27年度	11,205	0.55
平成28年度	7,781	0.39
平成29年度	10,225	0.51
平成30年度	10,775	0.54
令和元年度	9,317	0.47
令和2年度	15,757	0.79
令和3年度	9,148	0.46
令和4年度	11,295	0.58

図24 温室効果ガス排出量の推移



第3節 ごみ処理の課題

一般廃棄物（ごみ）については、排出側では、人口減少により排出量全体では減少傾向にある中で、ごみを排出する一単位である世帯数については増加を続けており、一人あたりのごみの量を減らしにくい状況が生じています。

また、処理側では、市町村における3R施策の基幹となる一般廃棄物処理施設が、老朽化対策や更新の時期を迎えており、施設整備に要するコストが市の大きな負担となることに加え、人口の減少により、一般廃棄物処理にかかる住民一人あたりの負担の増加が見込まれます。

このため、市民や事業者の一般廃棄物処理に関する問題意識を高め、3Rにつながる行動をより一層促進することや、効率的で資源循環性の高い処理体制を確立していくことが必要となります。さらには、近年、激甚化している気象災害や直下型地震の発生に備え、災害時における迅速かつ円滑な廃棄物処理体制を確保することが求められています。

1. ごみの排出量

本市のごみ総排出量、一人1日あたりのごみ排出量とも増加傾向で推移しています。家庭系ごみは増加傾向で推移し、事業系は横ばいとなっていることから、特に家庭から出るごみの量が増加していると考えられます。一人1日あたりのごみ排出量については、国や茨城県と比較すると、茨城県よりは低い値となっていますが、近年は国を上回る値となっています。ごみ排出抑制に多くの市民が取り組んでいますが、今後も継続していくとともに、新たな施策の検討が必要です。

2. 資源化率

本市のごみ総排出量は増加し、資源化量は減少しているため、資源化率は年々低下しています。国や茨城県の資源化率と比較すると、本市の値は大きく下回っています。

ごみの資源化に向け、多くの市民がごみの分別に取り組んでいますが、今後も継続していくとともに、新たな分別の検討が必要です。

3. ごみ処理経費

本市のごみ処理経費、一人あたりのごみ処理経費とも増加傾向で推移しています。近年の燃料等の経費の上昇も要因となります。ごみ総排出量の増加も要因の一つとなっています。

ごみ処理経費を抑えるため、ごみの排出抑制に取り組むとともに、経費を抑えるための施策の検討が必要です。

4. ごみの適正処理

ごみの野外焼却やポイ捨て等、ごみの不適正処理への市民等の意識が高くなっていますが、道路脇や河川敷等への不法投棄が見られます。監視やパトロール、広報等を現在も行っていますが、今後も継続していくとともに、新たな施策の検討が必要です。

5. 組合との連携

本市のごみの中間処理は、環境センターで行っています。施設の適切な運営、ごみの減量化、資源化等について、今後も継続して連携していく必要があります。

6. 市民・事業者・市民活動団体との協働

市民一人一人がごみを排出する主体であることを自覚し、地域や協力団体との連携により、ごみの減量化や資源化への取組を一層強めていく必要があります。

第4節 ごみ処理の基本計画

1. ごみ処理の基本方針

(1) 基本理念

私たちの暮らしの利便性が向上するとともに、廃棄物の増加や環境汚染、不法投棄の頻発等環境への負荷が増大しています。しかしながら、近年、地球温暖化※による異常気象の頻発等の身近な環境の変化や市民、事業者の環境への意識向上により、資源循環型の社会経済システムへの転換が図られてきています。

本市の環境基本計画では、豊かな美しい自然と、落ち着いた暮らしが調和して、人と自然とのやさしい関係を築き、安心で快適な住みよいまちを次世代に引き継いでいくため、環境将来像「豊かな自然と暮らしが調和したやさしいまち」を定めています。

本計画では、第3次那珂市環境基本計画にて、環境将来像の実現に向け掲げた環境目標3基本理念とし、ごみの減量化、資源の再利用及び再資源化を更に進め、将来にわたり持続的な循環型社会の実現を目指します。

3R行動の推進による循環型社会づくり

(2) 施策の方向性

廃棄物については、まずできる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再利用、再資源化、熱回収※の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを考慮して進めるものとします。

① ごみの減量化

ごみを減らすため、市民・事業者・市民活動団体・市がそれぞれの立場で取り組みます。

② 資源の再利用及び再資源化の推進

使わないものについては、廃棄するのではなく再利用ができないか検討し、できないものは再資源化するために適切な分別に取り組みます。

③ 適正なごみの収集及び処理

環境への負荷を低減したごみの収集及び処理に向け、市民・事業者・市民活動団体・市・組合が連携して取り組みます。

④ 市民・事業者・市民活動団体との協働の推進

市民・事業者・市民活動団体・市がそれぞれの役割と責任のもと、協働でごみの減量化、資源の再利用及び再資源化に取り組みます。

(3) 各主体の役割

持続的な循環型社会の実現に向けたごみの減量化、再利用、再資源化は、市民・事業者・市民活動団体・市が一体となり、それぞれができることを行い、共に考え方行動し、相互に連携を図ることが必要です。

市・市民・事業者・市民活動団体の役割は次のとおりです。

○ 市

循環型社会の実現に向け各主体の連携を図るため、ごみの減量化、再利用、再資源化に向けた啓発、情報の発信や情報交換を積極的に行うほか、資源化率の向上に資する分別すべき品目の調査研究、ごみ減量化を促進する補助金制度の調査、活用の検討等を行い、市民、事業者、市民活動団体の自主的及び主体的な取組を支援します。

また、ごみの排出者として環境に負荷を与えていていることを自覚し、ごみの減量化、再利用、再資源化に向けた活動を推進します。

○ 市民

自らがごみの排出者で環境に負荷を与えていていることを自覚し、大量消費・大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の実現に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化、再利用、再資源化に積極的に取り組みます。

○ 事業者

事業活動全般で環境に配慮し、長持ちする商品を作り、修理体制の確立や使用済み品の回収に努めます。また、適切なリサイクル※や処理・処分に向けた情報を公開します。

さらに、ごみの排出者として環境に負荷を与えていていることを自覚し、ごみの減量化、再利用、再資源化に積極的に取り組みます。

○ 市民活動団体

環境保全に向け、ごみの減量化、再利用、再資源化の取組を行う、なか環境市民会議・なか市リサイクルセンター等の各種市民活動団体は、自ら活動に取り組むとともに、市民・事業者に広く活動への参加を呼びかけ、市民及び事業者と市の連携に協力します。

2. 将来予測

(1) 人口

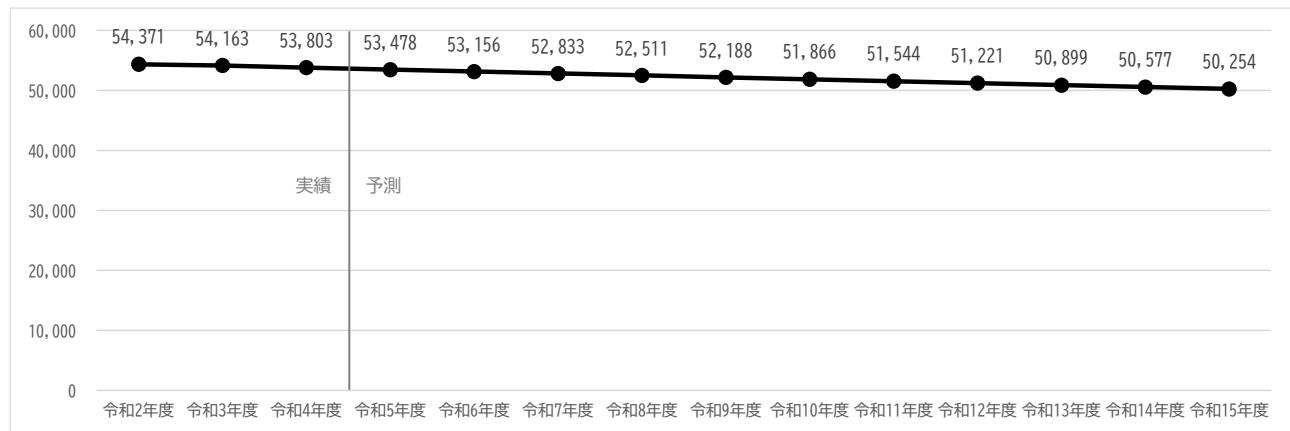
本市の「第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンでは、人口の将来展望として、令和22（2040）年度に48,000人としています。この人口をもとに、本計画の目標年度である令和15（2033）年度までの各年人口を算出しました。

表22 人口の将来予測

	年度	人口(人)	前年比(人)
実 績	令和2年度	54,371	—
	令和3年度	54,163	▲208
	令和4年度	53,803	▲360
予 測	令和5年度	53,478	▲325
	令和6年度	53,156	▲322
	令和7年度	52,833	▲323
	令和8年度	52,511	▲322
	令和9年度	52,188	▲323
	令和10年度	51,866	▲322
	令和11年度	51,544	▲322
	令和12年度	51,221	▲323
	令和13年度	50,899	▲322
	令和14年度	50,577	▲322
	令和15年度	50,254	▲323

出典：実績は住民基本台帳 3月1日現在

図25 人口の将来予測



(2) ごみ排出量

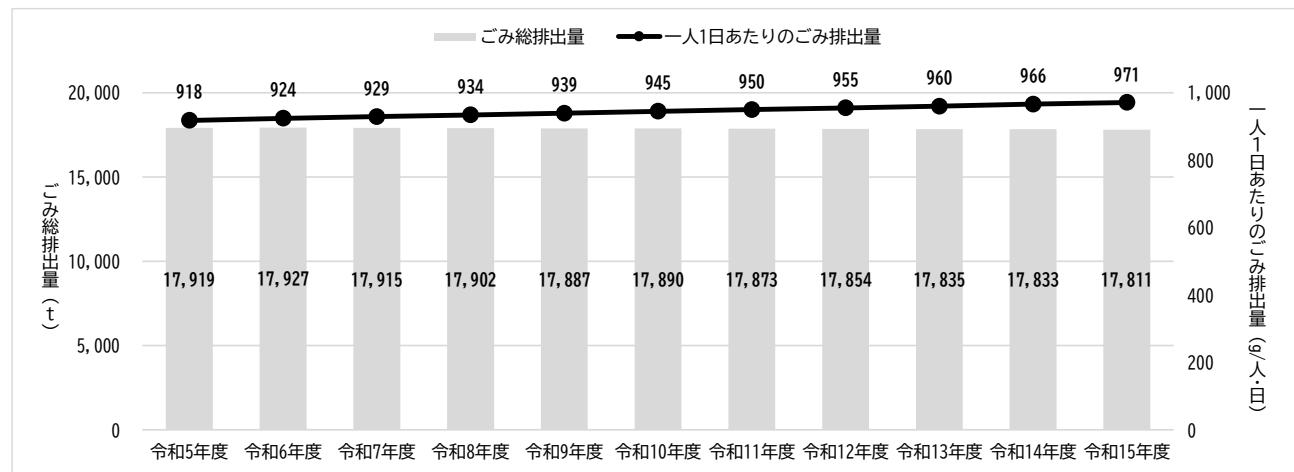
本市のごみ排出量の状況をもとに、今後も現在と同じごみ減量化の取組を継続するものとして将来を予測します。将来のごみ総排出量の予測は、過去 10 年間の一人 1 日あたりのごみ排出量から将来の一人 1 日あたりのごみ排出量を算出し、その値と前項の人口、年間日数（365 日）を用い、ごみ総排出量を算出しました。

予測の結果、一人 1 日あたりのごみ排出量は僅かに増加傾向を示していますが、人口の減少に伴い、ごみの総排出量は減少すると予測されます。

表 23 ごみ排出量の将来予測

年度	一人 1 日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	ごみ総排出量 (t)
令和 5 年度	918	17,919
令和 6 年度	924	17,927
令和 7 年度	929	17,915
令和 8 年度	934	17,902
令和 9 年度	939	17,887
令和 10 年度	945	17,890
令和 11 年度	950	17,873
令和 12 年度	955	17,854
令和 13 年度	960	17,835
令和 14 年度	966	17,833
令和 15 年度	971	17,811

図 26 ごみ排出量の将来予測



3. 目標

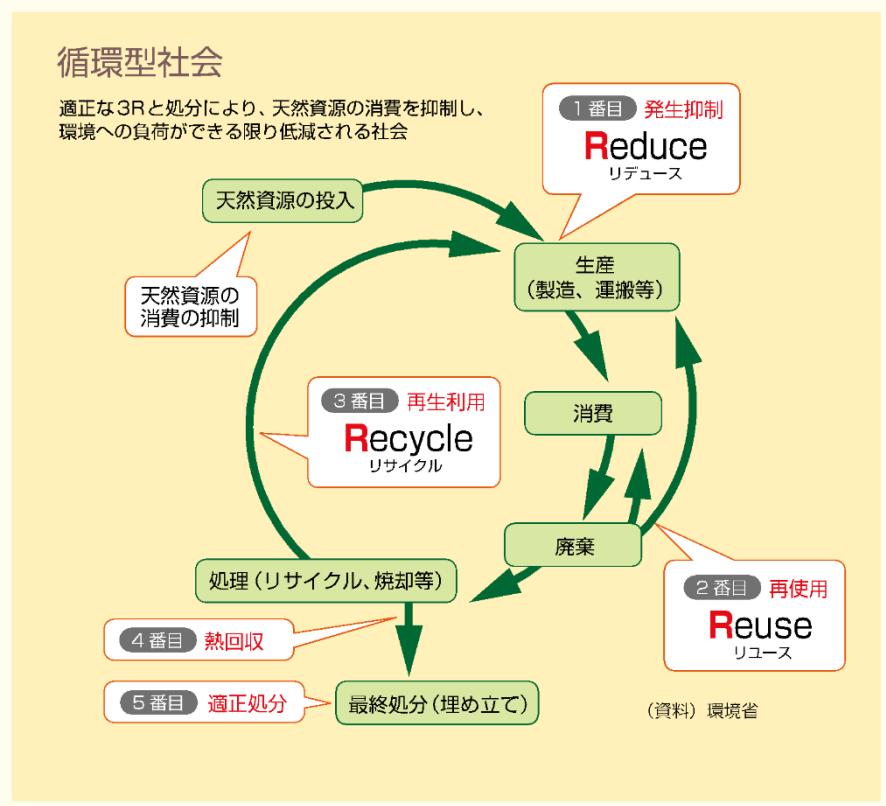
本市では、現状のままごみの排出が続くと、一人1日あたりのごみ排出量は増加すると予測されます。現状から転換し持続可能な循環型社会の実現に向け、3R（リデュース※：減らす、リユース※：再利用、リサイクル：再資源化）を推進していくため、令和4（2022）年度を基準年度とし、令和15（2033）年度を目標年度とした目標を設定します。

目標は、一人1日あたりのごみ排出量とごみ資源化率について設定します。一人1日あたりのごみ排出量は、組合での可燃ごみ10%の削減目標を参考とし、ごみ資源化率は、茨城県が策定した「第5次廃棄物処理計画」での再生利用率は20%以上を参考とし設定しました。

本市の目標は、1日あたりのごみ排出量の12%削減、ごみ資源化率を20%とすることを目標としました。目標の達成により、ごみの焼却量やエネルギー消費量が大きく削減され、多くの資源が循環し、計画の基本理念である“3R行動の推進による循環型社会づくり”的実現に近づくことができます。また、ごみ処理に係る経費や温室効果ガス排出量の削減につながります。

表24 目標

項目	基準値 令和4年度	目標値 令和15年度	内容
一人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	913	803	-110 (12%削減)
ごみ資源化率 (%)	11.5	20.0	+8.5



参考：「3Rまなびあいブック（大人向け）」（環境省）

4. 施策

(1) ごみの排出抑制

3Rの一つであるリデュース（Reduce）とは、ものをつくるときに使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすることです。

ごみの排出抑制に向け、市民、事業者、市がそれぞれの立場で取り組みます。

① 市民や事業者への啓発

ア 過剰包装、レジ袋の縮減

○令和2（2020）年7月からレジ袋が有料化されたため、レジ袋の使用量が大きく削減されています。今後もマイバッグの持参によるレジ袋削減の啓発を行います。

○ものを購入したときに発生する包装ごみの抑制に向け、市民や事業者に“過剰包装を望まない、行わない”を啓発します。

○詰め替え商品や繰り返し使えるリターナブル容器の使用を啓発します。

イ 生ごみの減量

○市民が購入する生ごみ処理機器の購入支援を継続し、利用を促進します。

○食品の無駄を削減するため、事業者には食材のばら売りや個別販売等の工夫を行うよう、市民には食材の使い切りや賞味期限切れによる廃棄がないよう啓発します。

○ごみとなってしまった生ごみは、可能な限り水切りを行い減量するよう啓発します。

ウ レンタルやリース、修理等の利用促進

○一時的に必要となるものは、レンタルやリースの活用を促進します。

○ものを長く使えるよう必要なメンテナンスの実施を啓発します。

○壊れてしまったものは修理して使うよう啓発します。

エ マイボトル等の利用促進

○マイボトルやマイ箸等の活用を促進します。

○スプーンやフォーク等使い捨てプラスチックの使用削減を啓発します。

オ 市民活動団体の支援促進

○資源物は、市内にあるリサイクルセンター等の市民活動団体の活用を啓発します。

○各種市民活動団体の活動を市民や事業者に紹介します。

カ 小売業者の資源回収の利用促進

○小売店舗での店頭での資源回収の利用を促進します。

○新聞販売店での新聞の回収を促進します。

キ 自治会等での減量化の指導

○市職員や市民活動団体等が自治会等に出向き、ごみ減量化の必要性や市の取組についての講習会を実施します。

② ごみ処理有料化の検討

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみの排出抑制や資源化を進める有効な手段の一つとして、国ではごみ処理の有料化の導入を推進しています。有料化の手法としては、指定袋にごみ処理に係る費用相当分を上乗せする形での導入例が多くみられます。ごみの排出抑制に加え、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、ごみ処理費用の削減等が期待されます。そのため、家庭系ごみの各種指定袋の料金の見直しや粗大ごみの有料化の導入に向けて取組を進めます。

イ 事業系ごみ

事業系ごみは、現在も排出量に応じて費用負担がありますが、ごみの排出抑制や資源化の推進に向け、費用の見直しについて検討します。

③ 多量排出事業者に対する減量化計画の策定への協力依頼

多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画を策定するよう協力を求め、ごみの排出抑制を促進します。

④ 環境教育及び環境学習、普及啓発の推進

自らが排出する一般廃棄物への関心を高めるため、情報提供や広報等を活用した啓発、環境センターの施設見学を推進します。また、学校や地域を対象としてごみの排出抑制に向けた環境教育・環境学習を積極的に行います。

(2) ごみの再利用・再資源化

3Rの中のリユース(Reuse)とは、使用済製品やその部品等を繰り返し使用することです。

3Rのもうひとつリサイクル(Recycle)とは、廃棄物を原材料やエネルギー源として利用することです。

ごみの再利用・再資源化に向けて、市民、事業者、市がそれぞれの立場で取り組みます。

① 市民や事業者への啓発

ア 資源ごみの分別の徹底

資源ごみの分別を徹底するため、本市では「ごみ分別の手引き」や広報で啓発を行ってきました。しかしながら、可燃ごみには紙類等の資源ごみが含まれ、さらに分別の徹底が必要となっています。今後もさまざまな媒体を活用し、資源ごみの分別徹底の周知を図ります。

イ 店頭回収の促進

小売業者の店頭では、再使用及び再生利用が可能な食品トレイ、牛乳パック、ペットボトル等多くの品目の回収が行われています。これらは、事業者経由で効率的な再使用、再生利用が行われており、今後も店頭回収を促進します。

ウ 再使用の促進

フリーマーケット※やリサイクルショップ、インターネット等を活用し、不要となったものを必要とする人にゆずる取組は、ものの形を変えずに再使用できる手法のひとつで、市民や事業者の活用を促進します。

エ 再生品の利用促進

再資源化を継続して進めていくためには、再生品の流通が必要です。そのため、市民や事業者に対し再生品の積極的な活用を促進します。

オ 事業者の分別の徹底

事業者のごみに含まれる資源化可能なものについて、民間の再生事業者を活用した資源化を促進します。

カ 自治会等での分別の指導

市職員や市民活動団体等が自治会等に出向き、分別の必要性や仕方についての講習会を実施します。

② 環境教育及び環境学習、普及啓発の推進

再資源化への関心を高めるため、情報提供や広報等を活用した啓発、環境センターの施設見学を推進します。また、学校や地域を対象としてごみの再利用や再資源化に向けた環境教育・環境学習を積極的に行います。

③ 分別品目の追加の検討

一人あたりのごみの排出量及び資源化率の目標達成のため、現在の分別品目に追加可能な品目について、以下のとおり検討を行います。

ア プラスチック類

令和4（2022）年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、事業者や自治体がプラスチック製品の設計から製造・使用後の再資源化まで、全てのプロセスでの資源循環が求められています。

本市では、発泡スチロール、食品トレイ、ペットボトル以外のプラスチック類は、可燃ごみとして焼却処分していますが、今後、本市でもプラスチック類の分別回収が必要となります。

容器包装プラスチック類の分別回収の開始に向け、組合と連携し、早急に取り組み、資源として活用を図ります。その後は、プラスチック製品の回収についても取り組みます。

イ 木くず

本市では、可燃ごみとして木くずを回収しています。木くずは、破碎してチップ化し燃料や肥料として活用されていることから、今後、民間の再生業者の活用も含め分別を検討します。

ウ 布類

一部の衣服等は、リサイクルセンター、フリーマーケットやリサイクルショップ等を活用し、再使用が図られています。しかし、それ以外の布類は、可燃ごみとして焼却処分されています。再使用できない布類は、ウエス※にする等、活用されていることから、今後、民間の再生業者の活用を含め分別を検討します。

工 その他

現在、資源として活用していない品目について、新たな法令や技術の進歩等により資源としての活用が可能になった場合には、本市の状況を踏まえ資源化に向けた分別を検討します。

(3) 収集運搬計画

排出されたごみは、生活環境を保全するうえで支障がないように、安全かつ確実に中間処理施設に搬入します。

① 適切な収集運搬体制の確保

ア 市民や事業者への周知

ごみの排出方法や分別、地区ごとの収集日等について、定期的に周知を図ります。

イ 収集対象物

目標年度令和15（2033）年度における収集対象物は、現在の品目に加え、再利用、再資源化へ向けた準備が整った品目について追加します。

ウ 収集体制

ごみの品目ごとの収集回数は、現在の回数を維持する予定です。また、ごみの出し方についても、現在の出し方を継続します。

収集運搬方式は、市と組合の委託業者、市の許可業者の方々を維持します。

今後、社会情勢やライフスタイルの変化等により、分別品目の追加等がある場合には、必要に応じて見直しを行います。

工 環境負荷の低減

収集運搬車両の走行による環境負荷を低減するため、低公害車の導入やエコドライブの促進を図るとともに、効率的な収集ルートの選択によりエネルギー消費の削減に努めます。

② 高齢者等への個別収集への対応

高齢者や障がい者等の中には、家庭ごみをごみ集積所まで搬出することが困難な場合が見受けられます。現在は、家族や周囲の方が対応していますが、自立した日常生活の支援や負担軽減が図れる収集方法を検討します。

③ 無許可業者への対応

家庭から委託を受けた無許可業者が、排出されたごみを回収し、資源ごみ以外の不要なごみを不法投棄する等、適正に処理されない事案が発生しています。そのため、無許可業者に依頼をしないよう市民に周知します。

(4) 中間処理計画

本市の一般廃棄物の中間処理については、今後も組合と連携し、搬入されたごみを安全かつ衛生的に処理するほか、ごみの減量化、資源化を推進します。

(5) 最終処分計画

本市の一般廃棄物の最終処分については、今後も組合と連携し、ごみの減量化、資源化を推進し、最終処分量の低減を図ります。

最終処分は、今後も組合が委託する業者で継続して処分を行っていくため、組合の方針等に協力します。

(6) 食品ロス削減推進計画

食品ロスとは、食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことで、製造・販売・消費の各段階で発生しています。食品ロスの削減には、食べ物を無駄にしないという意識が大切です。本市でも、食品ロスの削減に向け取り組んでいかなければなりません。

① 食品ロスの現状

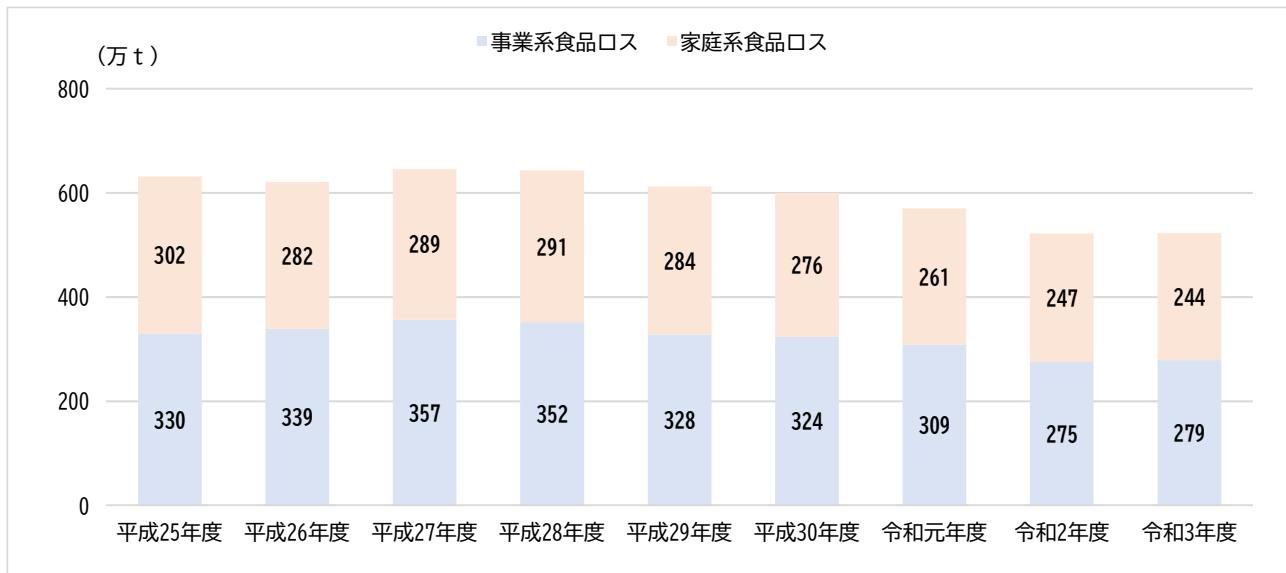
国内の食品ロスの推計では、令和3（2021）年度は523万t（事業系279万t、家庭系244万t）発生しています。食品ロスの発生量は、全体として平成28（2016）年度以降、減少傾向で推移しています。

表25 食品ロス発生量の推移

単位：万t

年度	事業系食品ロス	家庭系食品ロス	合計
平成25年度	330	302	632
平成26年度	339	282	621
平成27年度	357	289	646
平成28年度	352	291	643
平成29年度	328	284	612
平成30年度	324	276	600
令和元年度	309	261	570
令和2年度	275	247	522
令和3年度	279	244	523

図27 食品ロス発生量の推移



令和3（2021）年度の食品ロスの発生量を、事業系は業種別、家庭系は発生源別で示すと、事業系は食品製造業が最も多く、家庭系では未開封の食品の直接廃棄と食べ残しが多くなっています。

図28 事業系食品ロスの業種別内訳

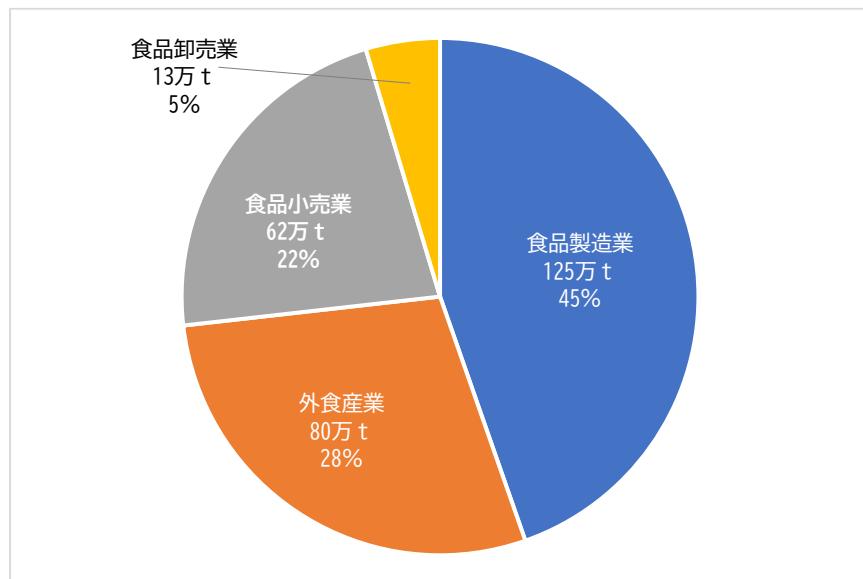
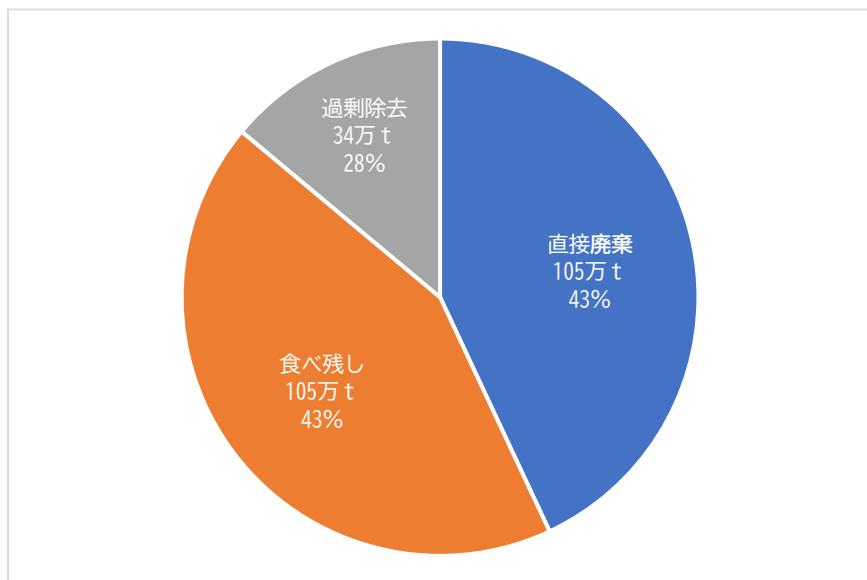


図29 家庭系食品ロスの内訳



② 食品ロス削減に係る課題

SDGs（持続可能な開発目標）では、令和12（2030）年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の一人あたりの食料廃棄を半減させ、収穫後損失等の生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるとしています。また、国や茨城県では、外食産業や一般家庭等の食品流通での発生量が高い傾向があると推測しており、これらを減少していく必要があります。

③ 取組

ア 市の取組

- 市民や事業者に対し、食品ロス削減に向けた情報の発信等、普及啓発を行います。
- 市民や事業者が行うフードバンク※等の食品ロス削減に向けた活動を促進するため、積極的に情報の発信を行います。

イ 市民の日常生活での取組

- 消費期限内に使い切り、食べられる分だけ購入することを促します。
- 消費期限や賞味期限の短いものや、陳列されている手前のものを選ぶ行動を促します。
- 自宅で消費しきれない食品はフードバンクの活用を促進します。
- 外食は、食べきれる分だけ注文し、残ってしまった食事の持ち帰りを促進します。
- 会食等では、料理を食べきる行動を促進します。
- 生ごみの水切りやコンポスト※等を活用し可燃ごみ中の生ごみを減量します。

ウ 事業者の事業活動での取組

- 適切な生産管理や在庫管理により無駄な食品がでないよう促します。
- 小売業者は、食品の手前どりや消費期限の近いものを選びやすい工夫等を行うとともに、食材を個別又は少量での販売を促進します。
- 飲食店は、提供する食事の量や残った食事の持ち帰り等を促進します。
- 残ってしまった食品等は、フードバンクの活用を促進します。
- 発生した食品廃棄物は、たい肥や飼料として再生利用を促進します。

エ 市民活動団体の取組

- 食材の無駄がでないレシピの調理実習等による啓発を行います。
- フードバンクを行っている市民活動団体は、その活動を市民や事業者に広報し、積極的な協力を促します。

(7) プラスチック類の資源化

プラスチック製品の設計から廃棄処理に関わるあらゆる主体が、プラスチックの資源循環等の取組が求められています。

プラスチック類の製造にあたっては、プラスチックのリサイクル材を使用した製品の製造等、環境配慮設計に関する指針に基づいた製品の製造を求めます。

小売及びサービス業では、プラスチック製品の提供方法等の工夫による削減を求めます。

排出・回収・リサイクルでは、プラスチック資源を分別収集し容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に規定されているリサイクルの法律のルートを活用した再商品化、製造・販売事業者による自主回収等を求めます。

① 取組

ア 市民の日常生活での取組

- マイバッグ等を持参し、レジ袋の使用を削減します。
- プラスチック製の使い捨てストローやスプーン、フォーク等のカトラリー※の使用機会を減らします。
- 食品トレイ、ペットボトルの店頭回収、資源の分別に、積極的に取り組みます。
- プラスチック類の分別回収には、積極的に協力します。

イ 事業者の事業活動での取組

- レジ袋の使用量を削減します。
- プラスチック製の使い捨てストローやスプーン、フォーク等のカトラリーの使用量削減、代替品の使用に努めます。
- プラスチック製容器包装の回収に取り組みます。
- プラスチック類の資源化に取り組みます。

ウ 市の取組

- プラスチック類は、資源物として分別回収を行い再生利用に取り組みます。
- 組合と連携し、分別回収したプラスチック類の処理を行う施設整備を進めます。
- 分別回収したプラスチック類は、民間事業者を活用して有効活用に取り組みます。
- プラスチック類の分別回収の徹底に向けた周知を図ります。

(8) その他ごみに関する事項

① 特別管理一般廃棄物※への対応

- 市では、特別管理一般廃棄物は取り扱わないと認め、排出事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、処理業者に委託し、適正に処理するものとします。
- 感染性廃棄物は、公衆衛生の保持及び病原性微生物の拡散防止の観点から、安全に配慮し他の廃棄物と分別する必要があります。また、家庭から排出される注射針等は、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等で処理するものとし、医師会等と連携し適正な処理を推進します。

② 処理困難なごみへの対応

市で収集しないものは、専門の処理業者や購入した店舗に処分を依頼する旨の周知を行います。また、特定家庭用機器再商品化法※（通称：家電リサイクル法）の対象品目も市では収集しないため、その処理方法についても周知を行います。今後、大量の発生が懸念される太陽光パネルや蓄電池は、産業廃棄物※に該当し、市では取り扱わないと認め、専門の処理業者等に処分を依頼する旨の周知を行います。

③ ごみ問題に関する意識啓発

○市民及び事業者への意識啓発

ごみの減量化・資源化・ごみに関する情報を広報紙やホームページ等に掲載し、市民及び事業者の意識の高揚を図ります。

○環境学習・環境教育の推進

組合のごみ処理施設を活用して環境学習・環境教育を推進します。

④ 市内一斉清掃、クリーン作戦の推進

ごみに関する意識の高揚を図るため、市民や事業者と協働して市内の一斉清掃、常磐自動車道側道等のクリーン作戦を実施します。

⑤ 不法投棄の防止

不法投棄巡回パトロールや監視活動等を行い、市民との連携による不法投棄監視体制を強化します。

⑥ 不適正処理の防止

ごみの野外焼却等の禁止を啓発するとともに、市民等と連携による監視体制を強化します。

第4章 生活排水処理基本計画



第1節 生活排水処理の現況

公共下水道※、農業集落排水施設※及び合併処理浄化槽※は、台所等の雑排水とし尿を併せて処理する施設ですが、し尿のみ処理する単独処理浄化槽※と汲み取り槽は生活雑排水が未処理のまま河川等に放流され、水質汚濁の原因となっています。

本市では、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽を推進しています。

令和4（2022）年度末の汚水処理人口普及率※は、88.56%となっています。

1. 公共下水道

公共下水道は、本市が加入する那珂久慈流域下水道の「那珂久慈浄化センター」で汚水を処理し太平洋へ放流しています。流域下水道とは、終末処理場を有する県が管理する下水道施設のことです、茨城県には7箇所あります。

令和4（2022）年度末の公共下水道の接続率は89.08%となっています。

表26 那珂久慈流域下水道の概要

関係市町村	水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町、東海村、ひたちなか・東海広域事務組合
計画人口	377,380人
計画面積	19,931.66ha
計画処理水量	236,200m ³ /日
処理場名称	那珂久慈浄化センター
事業開始年度	昭和52年度
使用開始	平成元年4月

表27 本市の公共下水道事業計画

計画目標年次	令和5年
計画区域面積	1,710.6ha
排除方式	分流式
計画処理人口	31,500人

2. 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、農村地域の資源循環を図りつつ、施設の機能維持等による農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水処理を行うとともに、活力ある農村社会の形成に資することを目的に整備します。

本市の農業集落排水整備事業は完了し、供用を開始しています。

表 28 農業集落排水施設の接続状況

地区	区域内人口(人)	接続人口(人)	接続率(%)
神崎地区、額田地区	1,979	1,807	91.3
五台地区（西木倉）	451	416	92.2
戸多地区（北部）	533	430	80.7
芳野地区（鴻巣）	2,117	1,603	75.7
芳野地区（戸崎）	939	918	97.8
木崎地区（門部）	545	496	91.0
木崎地区（北酒出、南酒出）	816	411	50.4
合 計	7,380	6,081	82.4

令和5（2023）年3月31日現在

3. 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、台所や風呂からの生活排水と水洗便所の排水を併せて処理する施設で、個人が管理する施設です。本市では、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業整備区域以外の市全域で、設置を推進しています。

また、適切な生活排水処理を行えるよう、単独処理浄化槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽へ転換する個人に対し、補助金を交付しています。

第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の現況

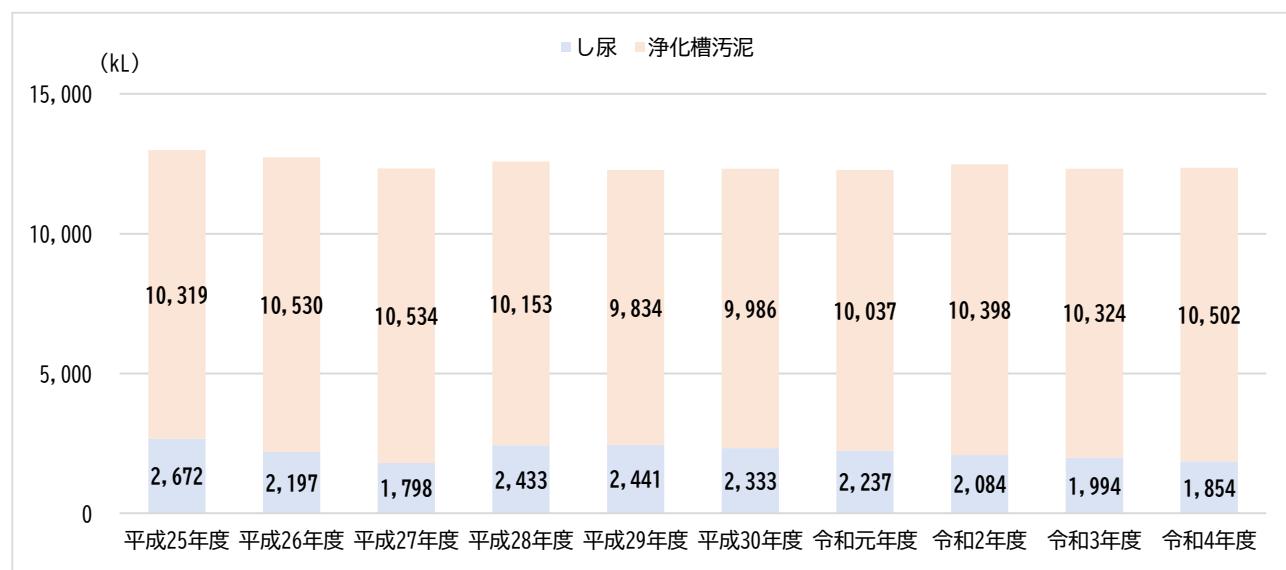
1. し尿・浄化槽汚泥の発生量

し尿の発生量は、汲み取り式トイレの減少傾向、浄化槽汚泥は年度によるばらつきがみられます、し尿と浄化槽汚泥の合計は、減少傾向で推移しています。

表29 し尿・汚泥の発生量の推移

年 度	し尿 (kL)	浄化槽汚泥 (kL)	合 計 (kL)
平成 25 年度	2,672	10,319	12,991
平成 26 年度	2,197	10,530	12,727
平成 27 年度	1,798	10,534	12,332
平成 28 年度	2,433	10,153	12,586
平成 29 年度	2,441	9,834	12,275
平成 30 年度	2,333	9,986	12,319
令和元年度	2,237	10,037	12,274
令和2年度	2,084	10,398	12,482
令和3年度	1,994	10,324	12,318
令和4年度	1,854	10,502	12,356

図30 し尿・汚泥の発生量の推移



2. し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

本市の浄化槽汚泥の収集運搬は市の許可業者が行っています。

3. し尿・浄化槽汚泥の処理

本市のし尿・浄化槽汚泥の中間処理は、組合の大宮地方広域衛生センターで行っています。

中間処理後の汚泥は堆肥化され農地へ還元し、中間処理後の水は、那珂川へ放流しています。

表 30 処理施設の概要

施設名	大宮地方広域衛生センター
所在地	茨城県常陸大宮市小野 2090 番地の 1
形 式	標準脱窒素処理方式 + 高度処理
能 力	97kL/日

第3節 生活排水処理とし尿・浄化槽汚泥処理の課題

生活排水の処理を推進するためには、単独処理浄化槽及び汲み取り槽を利用のかたが公共下水道又は農業集落排水施設への接続及び合併処理浄化槽の設置又は転換が必要です。

公共下水道及び農業集落排水施設の整備が行われた地域では、単独処理浄化槽又は汲み取り槽を利用するかたに接続を促すことが必要です。

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業整備区域以外では、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促すことが必要です。

第4節 生活排水の処理基本計画

1. 目標

生活排水処理の数値目標は、本市の環境基本計画の目標を参考にし、設定します。

表 31 生活排水処理の目標

内 容	基準値 令和4年度	目標値 令和15年度
汚水処理人口普及率	88.56%	97.0%

2. 施策

(1) 生活排水処理の施策

- 生活排水に対する浄化意識の啓発を進めます。
- 公共下水道事業については、公共下水道全体計画見直し方針で定めた公共下水道によるスケールメリットを生かせる区域の整備方針を定め、それ以外の区域については、合併処理浄化槽での転換を推進します。
- 公共下水道事業については、現事業計画区域の令和8（2026）年度末の概成を目指します。
- 公共下水道事業及び農業集落排水施設については、より健全な経営を目指すため、令和5（2023）年3月に策定した市下水道事業経営戦略に基づいた経営に努めます。
- 公共下水道施設及び農業集落排水施設については、適切な維持管理を行うことにより、処理施設の長寿命化を図りながら機能を確保します。
- 公共下水道施設及び農業集落排水施設については、それぞれの施設への早期接続について啓発を進めます。
- 浄化槽設置補助事業については、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与するため、引き続き普及率の向上に努めます。
- 浄化槽設置補助事業については、合併処理合併浄化槽の適切な維持管理について啓発を行います。

(2) し尿・浄化槽汚泥処理の施策

- し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、市の許可業者で行うこととし、今後も継続します。
- し尿・浄化槽汚泥の運搬経路は、運搬車の集中を防止するルートを検討します。
- し尿・浄化槽汚泥の処理は、大宮地方広域衛生センターで行い、今後も継続します。また、組合の施設管理に協力します。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 庁内の推進体制

本計画を総合的・計画的に推進するため、庁内の横断的組織として、関係課からなる組織を設置します。計画に基づく施策及び事業の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

2. 広域的な連携

組合と連携し整合を図りながら、本計画を推進します。

3. 那珂市環境審議会

本計画の進捗状況を確認するため、住民組織の代表、事業者の代表及び学識経験者で組織する「那珂市環境審議会」に報告をするとともに、施策の効果的な進め方について意見を求め、今後の施策を審議や提言等を行います。

第2節 計画の進行管理

1. 計画の周知

ごみの減量・再資源化を推進し、本計画の目標を達成していくためには、市民・事業者・市民活動団体・市が協働し取り組むことが必要です。そのため、本計画を広報紙やホームページ等により広く公開する等、積極的な周知に努めます。また、必要に応じて国や近隣市町村と連携を図ります。

計画の適正な進行管理及びごみ処理状況の変化に対応するため、市のごみ処理に関する最新情報を収集し、市民・事業者に対して効果的な啓発に努めます。

2. 実施計画の策定

本計画を効果的に推進するため、ごみの発生抑制・資源化の状況、収集運搬、中間処理及び最終処分について、年次ごとの実施計画を策定します。

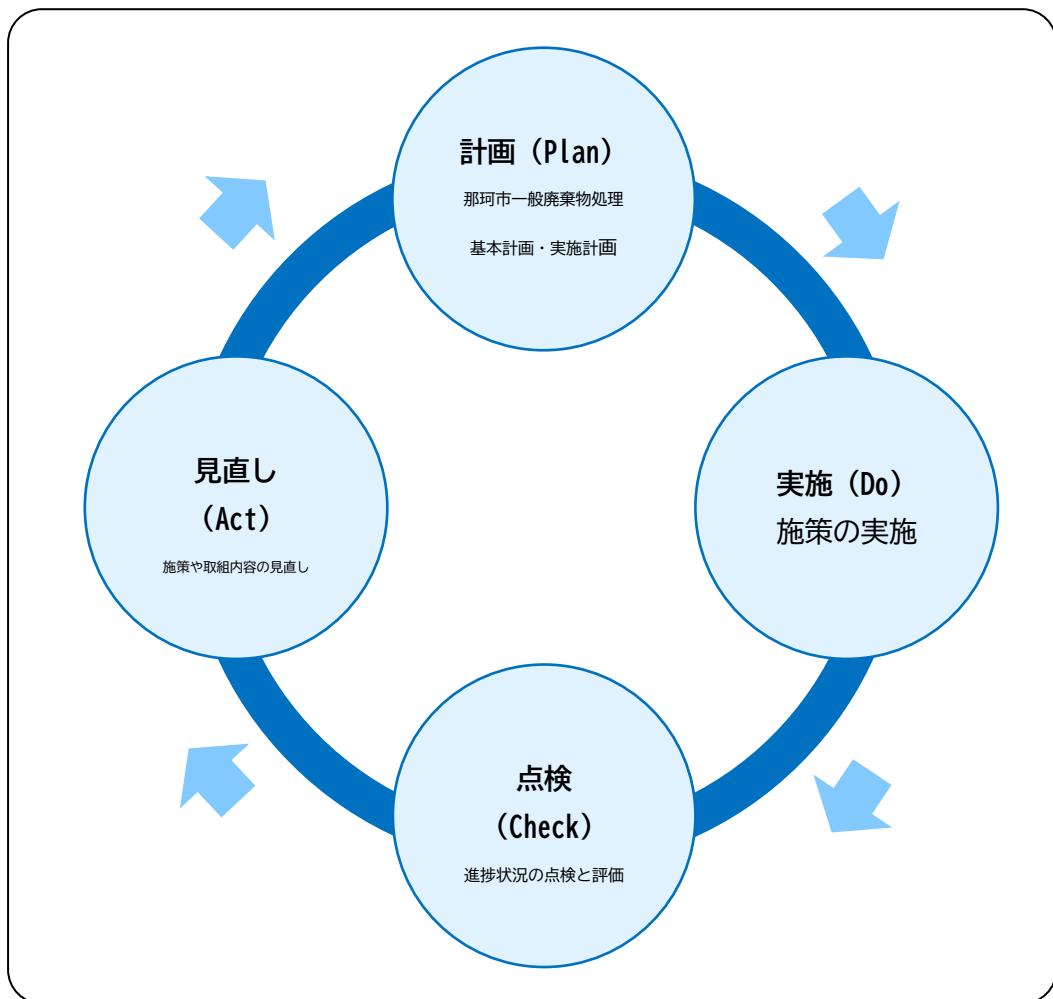
3. 市民への情報提供

広報紙やホームページ等において、一般廃棄物の実績、施策の進捗状況を定期的に公表し、意識啓発を行うことで、ごみ排出量の削減や資源化率の向上を図ります。

4. 計画の進行管理

本計画に基づく施策等の進行管理は、計画 (Plan)、実施 (Do)、点検 (Check)、見直し (Act) という環境管理システムの仕組みに基づき実施し、毎年度、数値目標や施策の進捗状況について実績評価を行い、必要に応じて対策を講じます。

図 31 PDCA サイクルのイメージ



資料編

関係条例

○那珂市環境基本条例

平成 14 年 12 月 10 日

条例第 31 号

(目的)

第1条 この条例は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境を保全し、かつ創造していくことが極めて重要であることに鑑み、市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、市の良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する基本理念、基本的施策その他必要な事項を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の福祉の向上に貢献することを目的とする。

(環境の保全等に関する基本理念)

第2条 環境の保全等は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されるものとする。

- (1) 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、持続的に享受され、将来にわたって継承されること。
- (2) 市、市民、事業者及び滞在者は、水や緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協働してその適正な保全に努めること。
- (3) 地球規模の環境問題は、市、市民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識し、環境負荷の軽減に努めること。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、市民の意見を尊重して環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らの日常生活から生ずる環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、市の規制及び指導を遵守し、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(滞在者の責務)

第6条 旅行等で本市に滞在する者は、第4条に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めるものとする。

(環境の保全に関する基本的施策)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 人の健康又は生活環境への被害を未然に防止し、安全で安心して生活できる環境を確保すること。
- (2) 生態系の多様性を確保し、野生動植物を保護し、河川、山林、農地等によって構成される多様な自然環境を適切に保全していくこと。

(3) 日常生活及び事業活動による環境への負荷を低減するため、資源及びエネルギーの有効利用に努めるとともに、廃棄物の排出の抑制を図ること。

(4) 市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習機会の充実に努めること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全等に必要な施策を講ずること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等の方針を示す、那珂市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、環境の保全等についての目標及び施策の方向を示すものとする。

3 市長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ那珂市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するにあたっては、基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、前項に規定する整合を図るために必要な体制を整備しなければならない。

(市民等の活動の促進)

第10条 市は、市民及び事業者が自主的に行う環境の保全等に関する活動を支持するとともに、その活動を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第11条 市は、環境施策を実施するにあたり必要があると認めるときは、市民及び事業者との間で環境保全に関する協定を締結することができる。

(国、県等との協力等)

第12条 市は、良好な環境の保全を図るために広域的な対策を必要とする施策について、国、県その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○那珂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 17 年 12 月 8 日
条例第 31 号

(目的)

第1条 この条例は、法令その他別に定めのあるものほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の規定に基づき市が行う廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例によるものとする。

(市の責務)

第3条 市は、一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、及び作業方法の改善を図る等その効率的な運営に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他のその適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関し、市の施策に積極的に協力しなければならない。

(廃棄物処理業者の責務)

第6条 許可若しくは委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、許可若しくは委託の条件を忠実に履行し、かつ、迅速、適正に廃棄物の収集、運搬又は処分を行わなければならぬ。

(清潔の保持)

第7条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

(投棄の禁止)

第8条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(一般廃棄物処理計画)

第9条 市は、法第6条第1項の規定に基づき一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び当該基本計画の実施のため必要な毎年度の事業について定める実施計画とする。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(市の一般廃棄物処理等)

第10条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、市内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む）しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
(資源物の所有権)

第11条 前条第1項の規定により再生することを目的として収集する一般廃棄物（以下「資源物」という。）の所有権は市に帰属し、市はこれを占有するものとする。

2 市長が指定する事業者以外の者は、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬した者に対し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(排出の方法)

第12条 土地又は建物の占有者は、市が収集、運搬及び処分する一般廃棄物を排出しようとするときは、可燃物、不燃物、粗大ごみ、資源物、有害物等に区分し、市が定めるごみ指定袋又はコンテナ等を使用し、適正に排出しなければならない。

(排出禁止物)

第13条 市民及び事業者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のあるもの又は有害性物質を含むもの

(2) 爆発、引火、感染等の危険があるもの

(3) 著しく悪臭を発するもの

(4) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に掲げる機械器具

(5) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じるもの

(多量排出事業者に対する指示)

第14条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(業務の委託)

第15条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の一部若しくは全部を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に規定する委託の基準に適合する者に委託することができる。

(一般廃棄物処理業の許可)

第16条 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可又は変更の許可を受けようとする者、又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(許可証の交付)

第17条 市長は、前条の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し許可証を交付する。

2 許可業者は、前項の許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第18条 市長は、許可業者（法人にあっては、役員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは法に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は法第7条第5項第4号イから又までに定める基準のいずれかに該当することとなったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は規則で定める基準に該当しなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 正当な理由がなく、業務の全部又は一部を休止したとき。

(5) 市外から排出された廃棄物を不正な手段により市の処理施設に搬入し、処分したとき。

(6) その他市の信用を傷付け、又は市の不名誉となるような行為等があったと市長が認めたとき。

(許可申請手数料)

第19条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請又は届出の際に、納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 5,000円

(2) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 5,000円

(3) 前2号の許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

(報告の徴収)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長の指定する職員（以下「指定職員」という。）に、一般廃棄物を排出する事業者又は許可業者の事務所、事業所又は事業場に立ち入らせ、一般廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(那珂市廃棄物減量等推進審議会条例の廃止)
- 2 那珂市廃棄物減量等推進審議会条例（平成4年那珂町条例第22号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例施行の日の前日までに大宮地方環境整備組合規約（昭和36年組合規約第1号）の規定に基づいて行われた許可、その他の手続については、この条例施行の日にこの条例の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則（平成20年条例第14号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○那珂市環境審議会条例

昭和 46 年 6 月 26 日
条例第 22 号

(設置)

第1条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき環境の保全に関する事項を調査審議するため、那珂市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全に関する基本的事項
- (2) 廃棄物の処理等に関する事項
- (3) その他環境の保全に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会の委員は 16 人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表
- (2) 事業所の代表
- (3) 学識経験者

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき委嘱された委員が、その職を去ったときは、委員の資格を失うものとする。

(会長、副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し審議会を代表する。
3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。
3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
4 会議の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第17号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第52号）

この条例は、平成17年1月21日から施行する。

附 則（平成22年条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

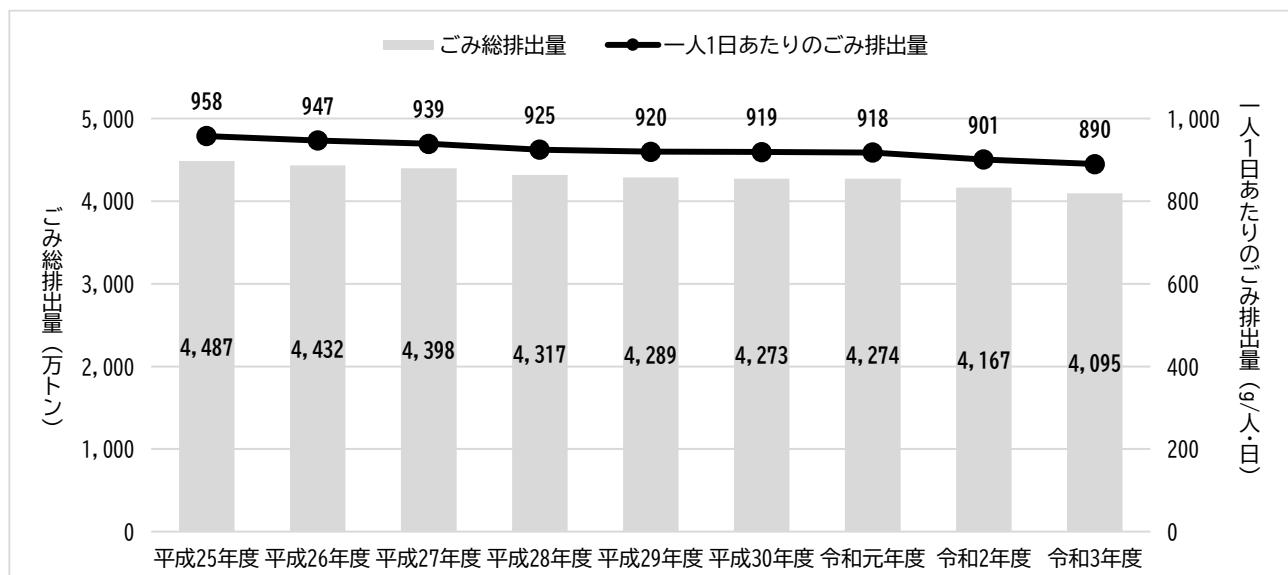
附 則（平成26年条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

国及び茨城県のごみのデータ

○国の一般廃棄物排出量及び一人1日あたりのごみ排出量

年度	ごみ総排出量（万t）	一人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)
平成25年度	4,487	958
平成26年度	4,432	947
平成27年度	4,398	939
平成28年度	4,317	925
平成29年度	4,289	920
平成30年度	4,273	919
令和元年度	4,274	918
令和2年度	4,167	901
令和3年度	4,095	890



出典：一般廃棄物処理事業実態調査

○茨城県の一人1日あたりのごみ排出量の状況

市町名	一人1日あたりのごみ 排出量 (g/人・日)	市町名	一人1日あたりのごみ 排出量 (g/人・日)
水戸市	996	筑西市	848
日立市	946	坂東市	954
土浦市	1,017	稻敷市	1,040
古河市	907	かすみがうら市	1,048
石岡市	1,034	桜川市	769
結城市	1,109	神栖市	883
龍ヶ崎市	917	行方市	829
下妻市	1,000	鉾田市	717
常総市	965	つくばみらい市	718
常陸太田市	886	小美玉市	1,047
高萩市	894	茨城町	870
北茨城市	956	大洗町	1,390
笠間市	941	城里町	883
取手市	876	東海村	915
牛久市	921	大子町	1,037
つくば市	1,068	美浦村	1,062
ひたちなか市	975	阿見町	1,092
鹿嶋市	960	河内町	934
潮来市	1,056	八千代町	815
守谷市	784	五霞町	1,155
常陸大宮市	958	境町	969
那珂市	928	利根町	947

出典：一般廃棄物処理事業実態調査

市民・事業者的一般廃棄物に関する意識

市民・事業者等の意見を把握するために、第3次那珂市環境基本計画策定時に実施した環境に関するアンケート調査の結果（令和3年度実施）から、環境保全に向けた取組のうちごみに関する事項について抽出し整理しました。

○ 市民アンケート

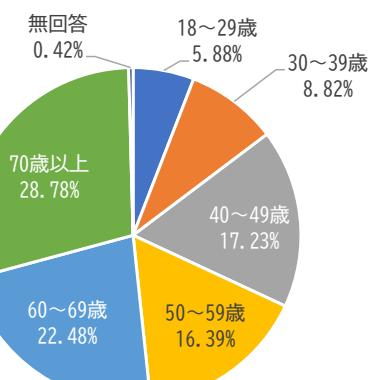
発送数：1,000通

回収数：476通

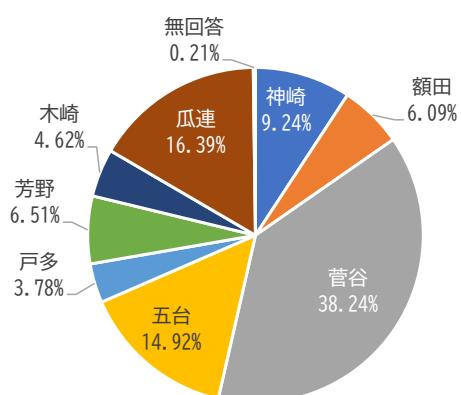
回収率：47.60%

・回答者について

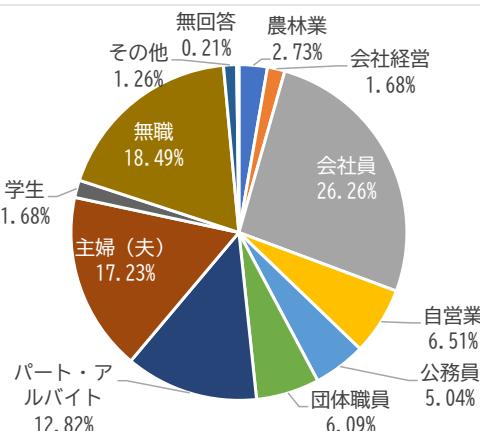
年齢



居住地区

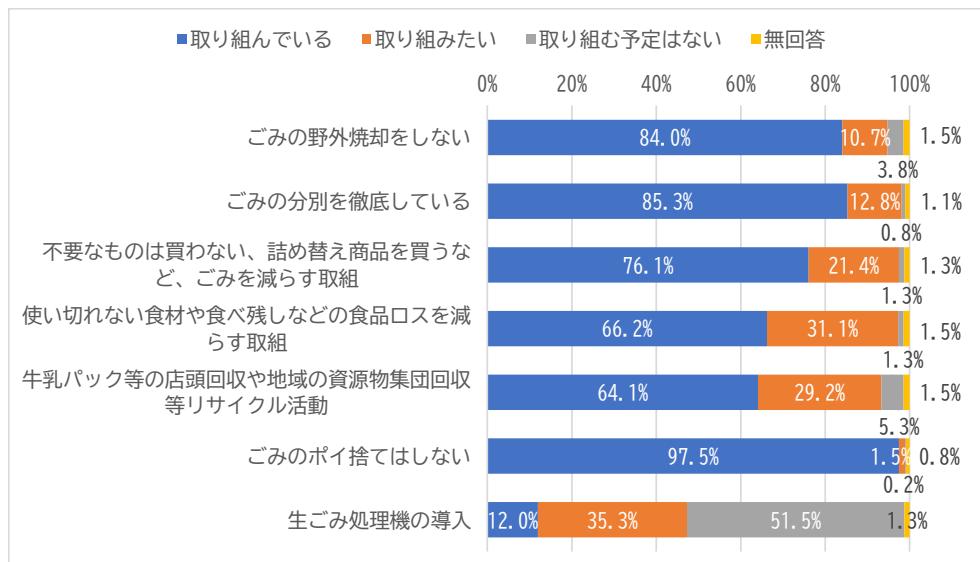


職業



ごみの適正処理や分別、減量への取組は高い割合で実施されています。しかし、生ごみ処理機器の導入は、導入している割合が低く、今後取り組みたいと回答している人と合わせても50%を下回っています。

環境保全への取組：市民



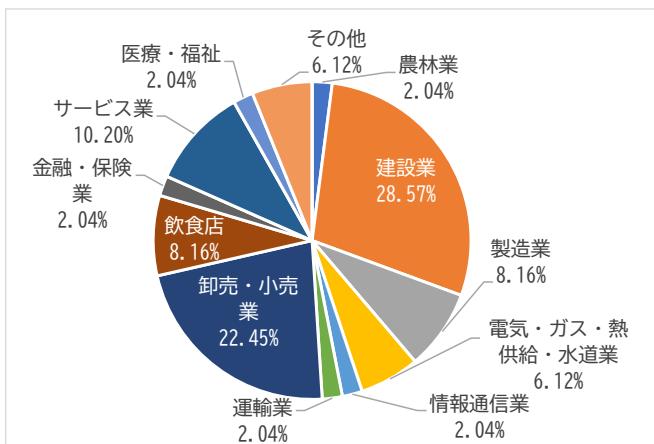
○ 事業者アンケート

発送数：100通

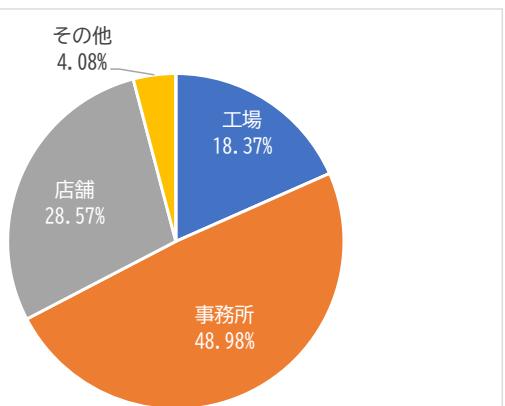
回収数：49通

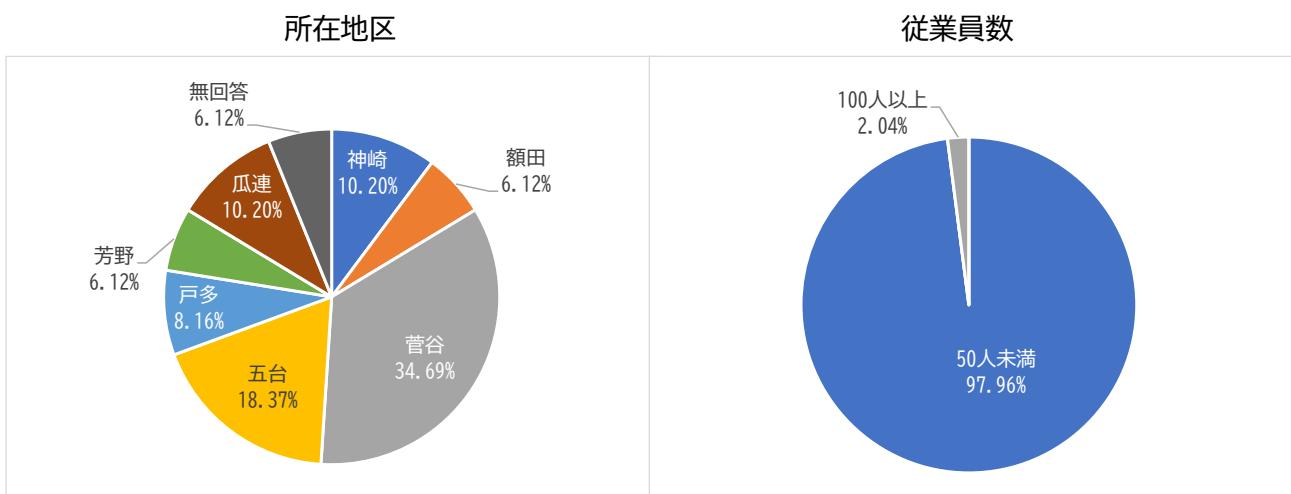
回収率：49.00%

業種

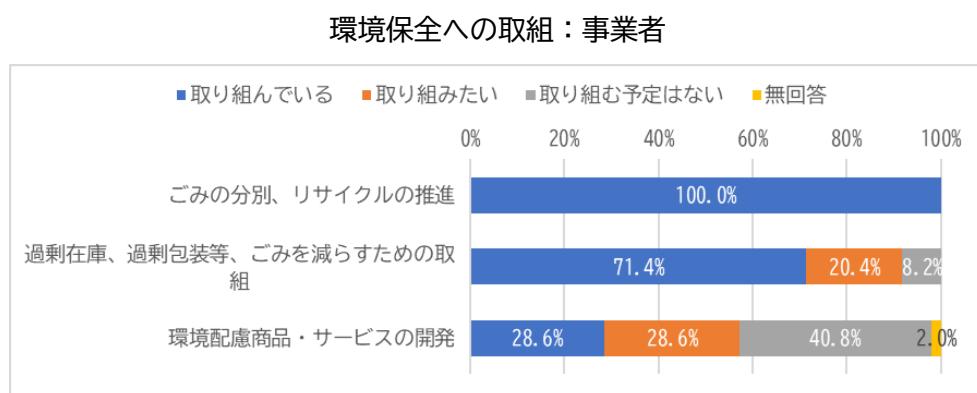


形態





自らのごみの分別や減量への取組は高い割合で実施されています。事業に関しての取組は低くなっています。



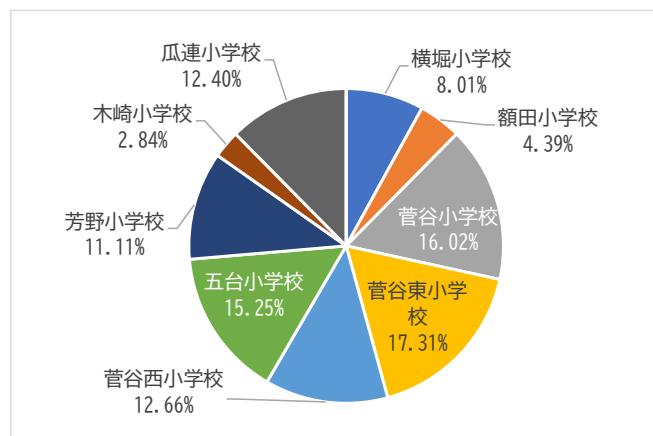
○ 小学生アンケート

発送数：441通

回収数：387通

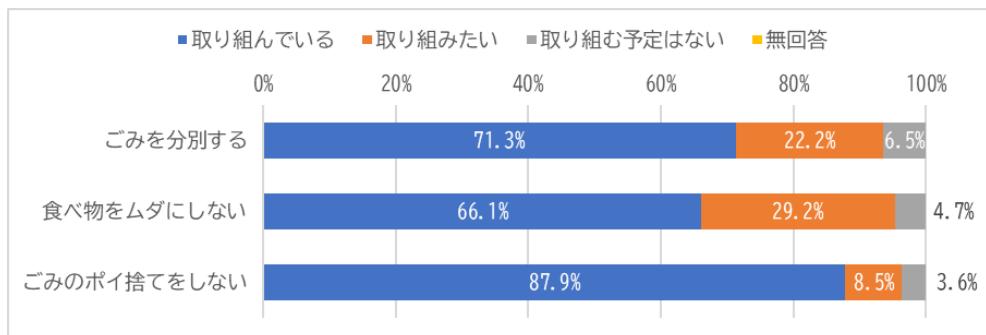
回収率：87.76%

小学校



ごみの分別や減量への取組は高い割合で実施されています。

環境保全への取組：小学生

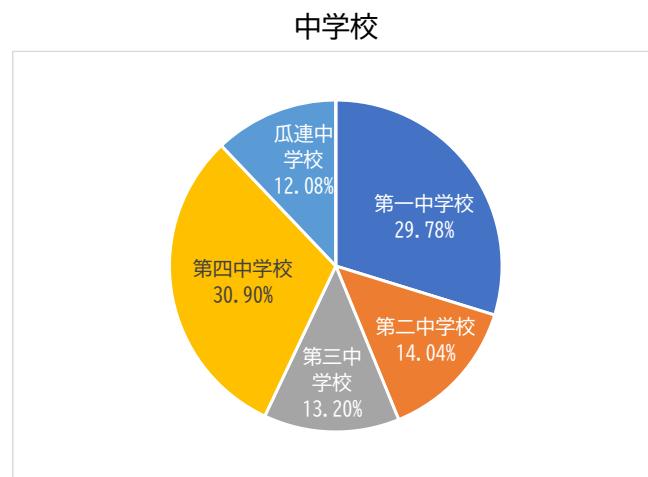


○ 中学生アンケート

発送数：439 通

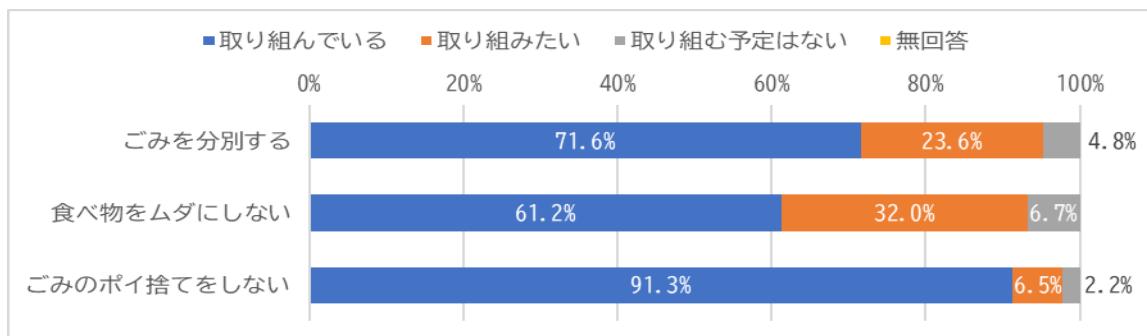
回収数：356 通

回収率：81.09%



ごみの分別や減量への取組は高い割合で実施されています。

環境保全への取組：中学生



用語集

あ行

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物であると定義されています。家庭から排出されるごみやし尿、オフィスから排出される紙くず等が一般廃棄物となります。

ウエス

機械類の油や汚れ、不純物を拭き取るために用いられる布のことです。専用に生産されるものもありますが、一般的な家庭から回収された古着及び古布から綿素材等を選別し、裁断したものが再利用されています。

汚水処理人口普及率

各年度末の行政人口に対し、公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設を利用している人口の割合で、汚水処理施設の普及状況の指標です。

$$\text{汚水処理人口普及率} = \frac{(\text{公共下水道処理人口} + \text{農業集落排水処理人口} + \text{合併浄化槽人口})}{\text{総人口}} \times 100$$

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主になります。

か行

合併処理浄化槽

し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂等）を併せて処理することができる浄化槽をいいます。

カトラリー

食事の際に、うつわから食べ物をとって口に入れるために使用するフォーク、ナイフ、スプーン等の総称です。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいいます。

コンポスト

落ち葉や枯れ草、野菜くず等の植物残さを、悪臭や虫の発生を抑え、微生物の働きで分解、発酵させて作られる堆肥を作ることをいいます。

ごみ質

ごみ焼却施設の維持管理、ごみ処理基本計画、リサイクルや資源化の施策のデータ収集等、様々な目的のためにごみ質の分析は実施されます。ごみの種類組成は紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類、木・竹・ワラ類、厨芥類、不燃物類、その他の六成分とし重量比を求める分析、三成分として水分、灰分、可燃分を求める分析等があります。

さ行

最終処分場

廃棄物は、再利用又は再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

最終処分率

廃棄物は、焼却等の中間処理及び再利用、再資源化される以外は、埋め立てにより最終処分されます。最終処分量の廃棄物の総排出量が占める割合を最終処分率といいます。

3 R

ごみの排出を抑制（リデュース：Reduce）、使えるものは何度も使う（リユース：Reuse）、資源に戻す（リサイクル：Recycle）のごみを減らす3つの総称です。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等、法で定められている20種類の廃棄物をいいます。

残さ

溶解やろ過のあとに残った不純物や残りかすことで、廃棄物の中間処理後の焼却灰や資源物を取り除いた後の残りのことです。

資源化率

排出されるごみに対して、総資源化量がどの程度であるかを示す数値で、以下に示す式で算出します。

$$((直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量) / ごみ総排出量) \times 100$$

資源化量

資源化したごみの量のことで、缶、びん、ペットボトル、紙等の資源ごみを資源化した量と、粗大ごみを破碎処理して選別回収した鉄やアルミ等を資源化した量があります。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）を略して SDGs といいます。

平成 27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（行動計画）」が採択され、「誰一人取り残さない」という理念の下、すべての国に適用される普遍的な目標として 17 のゴールと 169 のターゲットからなります。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源ができるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会をいいます。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律です。

食品ロスの削減の推進に関する法律

略称は食品ロス削減推進法で、まだ食べることができる食品が廃棄されないよう、社会全体として、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図り、できるだけ食品として活用することを目的とし、令和元（2019）年 10 月に施行されました。

た行

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽で、台所や風呂等の生活雑排水の処理ができないため、公共用水域の水質汚濁の要因になるとして、新たな設置は認められず、既設についても合併処理浄化槽への転換がすすめられています。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響及ぼすことが懸念されています。1990 年から 2100 年までの間に、地球の平均地上気温は 1.4~5.8℃ 上昇し、海面水位は 9~88cm 上昇すると予測されています。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理することで、さらに、鉄やアルミ、ガラス等、再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

特定家庭用機器再商品化法

略称は家電リサイクル法で、エアコン、テレビ（ブラウン管式）、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。平成 21（2009）年 4 月 1 日からは、新たにテレビ（液晶式、プラズマ式）、衣類乾燥機が品目として追加されました。

特別管理一般廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性がある等人の健康又は生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するもので、特別な基準が適用されます。種類は PCB を使用した部品、ばいじんや燃え殻及び汚泥、感染性一般廃棄物等になります。

な行

生ごみ処理機器

家庭から出る生ごみを減量化する装置をいいます。電動式の生ごみ処理機器には、温風で乾燥する熱処理式と微生物の働きによって生ごみを分解するバイオ式、送風乾燥後にバイオ処理するハイブリッド式があります。

熱回収

廃棄物を焼却したときに発生する熱エネルギーを回収して有効活用することを、熱回収（サーマルリサイクル）といいます。これまで捨てられていた熱を活用し、温水の製造や発電等に利用することで、化石燃料の消費量を削減することができます。新たに設置される焼却施設の多くがその機能を有しています。

燃料化

廃棄物等から燃料を作ることで、生成された燃料には、RDF や BDF 等があります。RDF は廃棄物から作られる固形燃料で専用の装置で燃やされ、乾燥や暖房、発電等に用いられます。BDF は廃食用油等の植物油から作られるディーゼルエンジン用の燃料で、トラックや重機、発電等に用いられます。

農業集落排水施設

農業集落からのし尿、生活雑排水を処理する施設をいいます。公共用水域の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善等を目的としています。

は行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

略称は廃棄物処理法で、廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律です。廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理計画の策定等が定められています。

バイオマス

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスといいます。バイオマスの種類としては、木材、紙、生ごみ、食品廃棄物、糞尿、下水汚泥等があります。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミス等のさまざまな理由で廃棄される食品を集め（寄贈してもらい）、必要としている施設や団体、困窮世帯等に無償で提供する活動をいいます。

フリーマーケット

公園等を会場に、市民が各家庭で眠っている不用品等を持ち寄って販売することをいいます。不用品を捨てずに必要とする人に安く販売することで、ごみの減量や資源の再利用に役立てる活動です。

ら行

リサイクル (Recycle)

廃棄物を再生利用することで、廃棄物等を原材料とする再生利用、焼却して熱を回収するサーマルリサイクル等があります。

リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することで、ムダなものは買わず、ものを大切に使うことによりごみの発生を抑制します。

リユース (Reuse)

物を繰り返し使うことで、一度使用して不要になったものを、そのままの形でもう一度使うことをいいます。